令和2年3月26日

総務大臣高市 早苗殿

情報通信行政・郵政行政審議会 会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

令和2年1月17日付け諮問第3125号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のと おり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和2年度の接続料の改定等)については、諮問のとおり認可することが適当であると認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務 省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当審 議会の考え方)。

NTT東日本・西日本に対し、10Gbit/sインタフェースを用いたFTTHアクセスサービス(以下「10G光アクセスサービス」という。)の提供が円滑に実施されているか取組状況を注視する観点及び今後も第一種指定電気通信設備を利用したサービスの提供時期にIPoE方式・PPPoE方式の両方式における差異が可能な限り生じないようにする観点から、以下の点について要請すること。(考え方5)

- (1) 10G光アクセスサービスについて、接続申込み、サービス提供等に係る状況について、毎月末の状況を速やかに総務省に報告すること。その際、網終端装置や宅内ルータ等の個別の設備の準備や提供の状況等についても併せて報告すること。
- (2) 今後のサービス提供に当たって、両方式の提供時期に極力差異が生じないように開発工程 を検討し、合理的な理由により一方の方式の提供が先行する場合であっても、他の方式にお いて、一部でも先行してサービス提供可能なものがないか検討し、可能な限り公正競争環境 に影響が生じないよう適切に対応すること。
- (3) NTT東日本・西日本がサービス提供を開始するのと可能な限り同時期に、両方式について、 ISP事業者等の接続事業者もサービス提供を行えるよう、準備を進めるとともに、サービス 内容、提供スケジュール等の情報について、接続事業者に公平かつ迅速に提供すること。

以上

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方 -令和2年度の接続料の改定等-

意見募集期間:令和2年1月18日(土)~同年2月17日(月)(案件番号:145209455)再意見募集期間:令和2年2月20日(木)~同年3月4日(水)(案件番号:145209473)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 19件(法人等:15件、個人:4件) 再意見提出者 19件(法人等:16件、個人:3件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	個人B
2	個人B	株式会社USEN NETWORKS
3	個人C	個人A
4	株式会社PinT	個人E
5	株式会社USEN NETWORKS	株式会社シナプス
6	インターネットマルチフィード株式会社	フリービット株式会社
7	特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構	ソフトバンク株式会社
8	NGN IPoE協議会	NGN IPoE協議会

9	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	イーブロードコミュニケーションズ株式会社
10	イーブロードコミュニケーションズ株式会社	EditNet株式会社
11	BBIX株式会社	株式会社オプテージ
12	ソフトバンク株式会社	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
13	KDDI株式会社	日本ネットワークイネイブラー株式会社
14	フリービット株式会社	株式会社朝日ネット
15	個人D	インターネットマルチフィード株式会社
16	日本ネットワークイネイブラー株式会社	KDDI株式会社
17	株式会社フォーバルテレコム	西日本電信電話株式会社
18	EditNet株式会社	東日本電信電話株式会社
19	株式会社朝日ネット	株式会社ネットフォレスト

1 令和2年度の加入光ファイバに係る接続料改定等

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見1 ● NTT東西の光ファイバの接続料は大きく下がり、ブロードバンドは普及したが、あまねく地域に普及し、均衡ある発展のため、積極的に議論することを要望。 ● ブロードバンド促進のため、光の接続料低廉化と並行して光ファイバの空白地帯の解消に向けた議論が必要。	再意見 1 ■ 加入光ファイバの接続料を低減し、FTTH 提供可能エリアのカバー率を拡大してきた。一方、ブロードバンドサービスをあまねく地域に普及させるための基盤整備に当たり、丁寧に議論を進めコンセンサスを得ることが必要。 ● 賛同意見 (3者) ● フレキシブルファイバについて、どのような議論をするかを明確にしたうえで、迅速に研究会で議論を行うことが重要。 ● 光ファイバ・ブロードバンドの利活用促進のためには、これまでの適切な接続料の維持発展に加え、あまねく適切な料金で光ファイバが利用可能となる制度を導入すべき。また、これによってフレキシブルファイバの必要性も極小化される。	考え方 1	
○ 総務省殿や有識者、通信事業者各者の努力によ	○ ブロードバンドサービス基盤整備については、	○ 基盤整備等の在り方につ	無
ってNTT東西殿の光ファイバの接続料金は大きく	「電気通信事業分野における競争ルール等の包括	いては、情報通信審議会	
下がりました。これにより日本のブロードバンドが極	的検証」等で議論されていることから、参考意見とし	「電気通信事業分野におけ	
めて高度に普及し、日本の市民生活に貢献しまし	て申し上げます。	る競争ルール等の包括的	
たが、今後は光ブロードバンドサービスの地域・不	当社はこれまで、企業努力によるコスト・投資の	検証」最終答申(令和元年	
採算地域を含めてあまねく地域に普及させるため	効率化による接続料原価の削減等に努めることで	12月17日)において「条件	
の議論も必要であると考えます。これは、固定ブロ	加入光ファイバの接続料を低減させてきました。	不利地域等における基盤	

ードバンドサービスの更なる普及だけでなく、地方、特にルーラルエリアにおける5Gのエリア化やデータセンターの分散配置、政府が進める働き方改革、リモートワーク、Uターン・Iターンを促進するために必要です。ICT社会における都市・地域の均衡ある発展のために積極的に議論していただくことを要望します。

(特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構)

○ 光ファイバはまだ全国に多くの空白地帯が存在しています。ブロードバンド促進のために光の接続料 低廉化と並行して空白地帯の解消に向けた議論が必要です。

(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

また、当社FTTHサービス開始(2001年)以降、膨大な関連設備への投資を実施するなど、これまでも自主的に整備を進めており、自主的な整備では採算性が見込めない地域においては、国や地方自治体から構築費用の支援をいただきながら、FTTH提供可能エリアのカバー率を2019年3月末で96%(東日本エリア:99.2%、西日本エリア:93.6%)まで拡大してきているところです。

加えて、当社のFTTH未提供エリアであっても、 当社のイーサネットサービス等による光提供可能エ リアでは、それらを用いたルーラルエリアにおいて5 Gのエリア化等が実現可能となっている他、当社以 外にも、電力系事業者様やCATV事業者様等がF TTHサービス等を提供しているところです。

一方で、ブロードバンドサービスをあまねく地域に普及させるための基盤整備にあたっては、まずはブロードバンドサービスで何を実現し、どのような社会をめざすのかについて丁寧な議論を踏まえたうえで、技術中立的かつ経済合理的な観点から、固定・無線を問わず、様々な技術方式の中で最適なものをブロードバンドの提供主体が自由に選択できるようにすることが必要と考えます。

整備の実態等に関する調査を進めるとともに、本提言を踏まえ、制度面を中心に専門的・集中的な検討を進めるための検討体制を設けることが適当」との考え方が示されたところです。

○ フレキシブルファイバについては、寄せられた意見も参考に、総務省において必要なルールの検討を進めていくことが適当と考えます。

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」における最終答申(令和元年12月17日)に「条件不利地域等における基盤整備の実態等に関する調査を進めるとともに、本提言を踏まえ、制度面を中心に専門的・集中的な検討を進めるための検討体制を設けることが適当」との考え方が示されているとおり、ブロードバンドサービスをあまねく地域に普及させるための基盤整備にあたっての検討においては、上述のような観点から、国民の費用負担への影響も含め、丁寧に議論を進め国民的なコンセンサスを得ることが必要と考えます。(NTT東日本・西日本)

○ 特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構殿、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿の意見に替同いたします。

光ファイバの空白地帯の解消に向けた議論が必要であることに加えて、今後、広範囲かつ、コストミニマムに5Gエリアを整備することが急務となっている状況に鑑みれば、東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT西日本殿といい

ます。」)(以下、併せて「NTT東西殿」といいます。) の加入光ファイバエリア外に光ファイバを構築する スキームであるフレキシブルファイバの議論も重要 と考えます。

接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)(第30回)の総務省殿資料に、「接続として取り扱う範囲を明確にすることが適当であり、設備投資促進の観点も踏まえながら、さらに研究会において検討を深めていくべき。」とありますが、ルーラル地域のような加入光ファイバ未提供エリアでの5Gに向けた基地局構築等も始まっていることから、どのような議論をするかを明確にしたうえで、迅速に研究会での議論を行うべきと考えます。(ソフトバンク株式会社)

○ 地域間高速ネットワーク機構殿の意見に賛同しま す。

昨今、光は固定系ブロードバンドサービスだけでなく5Gなどの移動体通信のネットワーク基盤としても活用されます。光ファイバはインターネットサービスの実際の契約者だけでなく、個人や法人、国等あらゆる者が意識せずに使用する設備となってお

り、固定電話と同様に社会基盤といえるものです。 しかし現時点で指定設備でもある光ファイバはその 利用に制限があります。例えば、エリアにより利用 不可の状況があります。地方の非サービスエリアだ けでなく、都市部においてもビルの上のみがエリア 外になっているなど、全国で多くの空白地帯が存 在しています。このような状況では、ICTインフラの 利活用に格差が生じ、結果的に国が進めるICT社 会、電子政府の進展や、働き方改革、高齢化社会 などの社会問題の解決の阻害要因となりえます。こ れらを解決するためには「光を、どこでも、適切な料 金で利用できること」が何より重要です。光ファイ バ・ブロードバンドの利活用促進のためには、これ までの適切な接続料金の維持発展に加え、電気通 信役務の利用者がともに支えることで、あまねく国 民、あまねく地域において適切な料金で光ファイバ が利用可能となる制度を導入すべきです。これによ って、フレキシブルファイバの必要性も極小化され ます。

(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

	○ 日本インターネットプロバイダー協会,地域間高速ネットワーク機構の意見に賛同します. 光ファイバ網は固定インターネットサービスの提供にとどまらず,携帯電話網のバックボーンに不可欠であるなど,国民生活になくてはならないインフラになっています. 多くの通信事業者が接続により全国あまねく光ファイバを利用できる制度は,均整のとれた国土の発展のために重要です. そのための議論が積極的に行われるよう,当社からも要望します. (EditNet株式会社)		
意見2 ● 加入光ファイバに係る耐用年数の見直しにより、接続料に大きな影響があった。複数年度の算定期間が終了する都度検証を行い、その結果を確実に一般公表した上で、乖離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべき。	再意見2 ■ 光ファイバの耐用年数の見直しについては、総合的に検討した上で実施し、複数年度の算定期間が終了する都度、総務省へ耐用年数の推計結果を提供していくが、関連するデータ等は経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるものではないと考える。 ● 加入光ファイバ接続料の算定期間が終了する時期に、耐用年数が最新のデータ、検証結果を反映した結果となっているか検証し、その結果についてできる限り一般公表し、検証結果を反映した接続料へ速やかに見直されることを希望。	考え方2	

○ 令和元年度に適用される接続料から、加入光ファイバに係る耐用年数が見直されました(架空:20年、地下:28年)。当該見直しについては、前回の耐用年数見直しから10年以上経過した結果、シングルスター方式1芯あたりの月額使用料において当初の令和元(平成31)年度認可接続料と比べて、NTT東日本殿で-202円(-8.2%)、NTT西日本殿で-223円(-8.6%)もの見直しとなり、大きな影響がありました。

接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためには、接続料の算定に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)第三次報告書において「今後とも、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況について総務省からNTT東日本・西日本に見解を求め、関連のデータ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一般公表することが適当」との記載があるとおり、複数年度の算定期間が終了する都度検証を行い、その結果を確実に一般公表した上で、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料金を見直すべきと考えます。

○ 光ファイバの耐用年数見直しについては、財務会計の適正性を確保すべく、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」という観点および光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ総合的に検討したうえで実施する考えです。

そのうえで、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(以下、第三次報告書)に記載のある「今後とも、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況について総務省からNTT東日本・西日本に見解を求め、関連のデータ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一般公表することが適当」との考え方に基づき、これまで同様、固定資産データを用いた光ケーブルの耐用年数の推計結果について、当面の間、複数年度の算定期間が終了する都度、総務省へ提供していく考えです。なお、関連するデータ等は当社の経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるものではないと考えます。

(NTT東日本·西日本)

○ 今後も実態を適正に反映した耐用年数とするた

- 経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、適時適切に見直していく必要があると考えます。
- 総務省においては、加入 光ファイバ接続料の複数年 度の算定期間が終了しよう とする時期において、事業 会計・接続会計の適正性確 保の観点から、耐用年数の 見直しに関する状況につい てNTT東日本・西日本に見 解を求め、関連データ等の 提供も受けて検証し、その 結果について認可申請時 などにできる限り一般公表 することが適当と考えます。

Ш.

(ソフトバンク株式会社)	み ナコの辛目のしたり 控结料の管字に関すて		
(ノノドンク株式云社)	め、左記の意見のとおり、接続料の算定に関する		
	研究会第三次報告書において「今後とも、加入光		
	ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しよ		
	うとする時期において、事業会計・接続会計の適正		
	性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状		
	況について総務省からNTT東日本・西日本に見		
	解を求め、関連のデータ等の提供も受けて検証し、		
	その結果について認可申請時などにできる限り一		
	 般公表することが適当」と記載されたとおり、加入光		
	ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しよ		
	うとする時期において、光ファイバの耐用年数が最		
	新のデータ、検証結果を反映した結果となっている		
	か、総務省において検証し、その結果について認		
	可申請時などにできる限り一般公表され、検証結		
	7,000		
	果を反映した接続料金へ速やかに見直されること		
	を希望いたします。		
	(KDDI株式会社)		
		± = 1 -	
意見3	再意見3	考え方3	
● 報酬額の増加傾向が続く状況において、光ファイ バケーブルの未利用芯線について、データの蓄積・	■ 加入光ケーブルの敷設にあたり、最適となる 種別のケーブルを選定して全体的にコストミニ		
検証方法・検証スケジュールを含め、研究会におけ	マムとなるような投資を行っている。毎年12月		
る検討を早急に進めるべき。	末の芯線使用率データを蓄積し、分析結果を総務		
	省へ報告する。		
	● レートベースの算定に用いる未利用芯線等の取		

	り扱いについては、災害時のサービス維持や長期的なコスト抑制などの観点も含め、多角的かつ慎重に検討することが必要。 ● 加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は年々大きくなっている状況に鑑み、改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべき。		
○ 第29回研究会(令和2年1月30日)にて、総務省殿	○「光ケーブルの未利用資産」については、「接続	○ 加入光ファイバの未利用	無
より提示された「東日本電信電話株式会社及び西	料の算定等に関する研究会」で議論されていること	芯線について、総務省にお	
日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設	から、参考意見として申し上げます。	いては、NTT東日本・西日	
備に関する接続約款の変更の認可申請に関する	当社は、加入光ケーブルの敷設にあたり、直近	本から加入光ケーブル資	
説明」において、接続料原価総額としては微減傾	の需要だけでなく、故障時の即応や5Gなど将来需	産に関するデータ及び評	
向にある一方、設備管理運営費の減少及びレート	要への対応のための必要不可欠な資産であること	価分析結果の提供を定期	
ベースの増加等による報酬額の増加傾向が継続	も考慮し、工事の頻度・内容による費用の発生状況	的に受け、それを基に検証	
するとされています。	や物理的な制約を踏まえつつ、最適となる種別の	することが適当と考えます。	
この状況において、現在NTT東西殿は、光ファイ	ケーブルを選定して全体的にコストミニマムとなるよ	また、関連データ等につい	
バケーブルにおける未利用芯線(NTT東日本殿41.	うな投資を行っています。	ては、できる限り一般公表さ	
2%、NTT西日本殿45.4%(※))についてもレートベー	具体的には、これまで「接続料の算定等に関す	れることが適当と考えます。	
スに計上し、報酬として接続料に反映し各事業者よ	る研究会」において、NTT東日本・西日本それぞ	○ 報酬額の動向が加入光フ	
り回収を行っている状況です。	れ3箇所のNTTビルにおける地下光ケーブル、お	ァイバの接続料に大きな影	
同研究会第二次報告書(平成30年10月2日)に	よびそれぞれ2箇所における架空光ケーブルの芯	響を与えることを踏まえる	
おいて「レートベースの算定に用いる正味固定資	線使用率や投資状況を提示しながら、将来需要や	と、総務省においては、今	
産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに	故障対応等を予め見積もったうえで光ケーブルを	後の報酬額の推移につい	
限定されることが適切」と明記されていること、同じく	敷設することの方が、需要発生の都度、繰り返し光	て注視するとともに、報酬	
研究会第三次報告書(令和元年9月25日)におい	ケーブルを敷設することよりも、全体的にコストミニ	額の算定方法について必	

ては「現状の加入光ケーブル資産の全てが事業に つき真に必要なものであることが十分説明されるま でには至っていない」と明記されていることも踏ま え、本件については、データの蓄積・検証方法・検 証スケジュールを含め、研究会における検討を早 急に進める必要があると考えます。

(※)第16回研究会(平成30年11月30日)のNTT東西 殿資料に基づき算出。

(ソフトバンク株式会社)

マムな投資を行っていることをお示ししてきました。 上記を踏まえ、第三次報告書においても、「NT T東日本・西日本の現状の加入光ケーブル資産に 不要なものがあるとまでは断定はできないものの、 真に必要なものであることが十分説明されるまでに は至っておらず、今後も時系列のデータを蓄積す ることにより投資の合理性に関する検証を継続する ことが必要」との整理が図られたことから、当社の光 ケーブルの投資の考え方と投資の合理性に一定の ご理解をいただいたものと考えますが、今後も引き 続き、これまで調査した地下光ケーブルおよび架 空光ケーブルについて、毎年12月末の芯線使用 率データを蓄積し、分析結果を総務省へ報告して いく考えです。

(NTT東日本·西日本)

○ 光ファイバケーブルにおける未利用芯線をレートベースから除外することは、自己設置事業者は未利用芯線つまり先行投資を含めたコストを実際に負担する一方、接続事業者はそれを含まないコストで設備を使うことになり、接続事業者を有利とするものと考えます。仮にそうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT東西殿から借りる」方が有利となり、NTT東西殿以外の多数の自己設置事業者における投資

要に応じ見直しを検討していくことが適当と考えます。

インセンティブが減退するとともに、自己設置事業者と接続事業者との間の競争に歪みが生じる可能性があると考えます。

2030年頃の通信ネットワークを見据えると、光ファイバ網には一層の高度化・信頼度向上が求められ、またネットワークダイバーシティによる通信インフラの強靭化も必要であることから、引き続き事業者間の設備競争を促進することは競争政策上の極めて重要な課題であると考えるところ、引き続き、設備競争を促進するには、「自己設置事業者」と「接続事業者」との間での公正な競争環境が整備され、設備事業者の設備投資インセンティブが確保されていることが重要であり、レートベースの算定に用いる未利用芯線等の取り扱いについては、災害時のサービス維持や長期的なコスト抑制などの観点も含め、多角的かつ慎重に検討することが必要と考えます。

なお、弊社の光ファイバケーブルの未利用芯線は、新規ユーザへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害発生時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、自己設置事業者が迅速・柔軟かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。また、光ファイバケ

ーブルの設備コストそれ自体よりも空芯不足により 追い張りが発生した場合の工事費の方が高額であ ることから、能率的な経営を目指す自己設置事業 者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、 工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制 を目指して設備を構築することになります。

(株式会社オプテージ)

○〈参考1〉(事務局注:最終ページ参照)にあるように、加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は年々大きくなっており、今回申請された将来原価方式による算定では、令和4年度における割合はNTT東日本殿で約62.2%、NTT西日本殿で約57.6%にもなります。

こうした状況に鑑みれば、例えば以下のような論点も含め様々な視点から、改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。

- ① 前回意見で当社より意見した「光ケーブルの未利用芯線」の扱いの議論が研究会でなされていること。
- ②「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電 話株式会社の第一種指定電気通信設備に関す る接続約款の変更案に対する意見募集-実績原

	-」において、KDDI殿が「報酬額を算定するため		
	の資本構成比について、裁量排除の観点等か		
	ら、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本		
	構成比を用いることが妥当」である旨意見し、そ		
	れに対して、平成28年度接続料に係る情報通信		
	行政·郵政行政審議会答申書(平成28年3月31		
	日)において、「総務省において参考とすることが		
	適当」とされていること。		
	③ 公共料金算定における自己資本比率として、		
	電力業界では30%(一般送配電事業託送供給等		
	約款料金算定規則第5条第4項)、ガス業界では3		
	5%(一般ガス事業供給約款料金算定規則別表第		
	1第2表)と固定されているところ、今回適用のNT		
	T東日本殿における自己資本比率は79.6%、NTT		
	西日本殿における自己資本比率は55.6%と他業		
	界に比し著しく高い状況にあることから、例えば		
	固定値や上限を設ける事に対する是非につい		
	て。		
	(ソフトバンク株式会社)		
意見4	再意見4	考え方4	
▲ 光回線の解約時に屋内配線を撤去しなければ、回	■ 光屋内配線の残置や転用を含めた再利用を行		

いられる作業単金の工事費のみで済むようになる ため、賃貸・借家で屋内回線残存を義務化すべき。	する。なお、事業者間でONUの仕様を共通化するためには課題が多く、実現は難しいものと考える。 ▲ ONUについて、今までの未回収損害額をユーザから弁済させるべき。また、高すぎるキャッシュバックが元凶であるため、キャッシュバック額の大幅引き下げなどを実施すべき。		
○ 概要 加入光ファイバーに係る工事費の大幅削	○ 当社は、これまでも主に戸建のお客様のフレッツ	○ FTTHアクセスサービスに	無
減案	光サービスの移転や廃止時における光屋内配線の	係る利用者の費用負担の	
光屋内配線工事費、屋外キャビネット設置工事	残置を進め、当該設備について、フレッツ光サービ	軽減の観点からは、事業者	
費、光信号分岐端末回線作業費で2万近くとなって	スとシェアドアクセス方式間の転用も含めた再利用	間の設備の転用も含めた	
いるが、賃貸や中古住宅において光回線を利用者	を行ってきているところですが、今後もより効率的な	設備等の効率的な利用が	
が解約時に屋内配線を撤去せず、新しい借主が入	設備等の利用方法を検討していく考えです。	重要であると考えます。	
居の際に光回線を契約する場合に前述の回線工	なお、ONUについては、光回線を終端する機能	○ 総務省においては、これ	
事費用は不要となり工事費・手続費の算定に用い	に加え、セキュリティ対策や帯域割り当て等、各事	らに関する事業者の取組状	
られる作業単金の工事費のみで済むようになる。	業者様のサービス戦略に応じた独自の機能を実装	況を注視することが適当と	
賃貸住宅で光屋内配線工事費がかかる原因とし	しており、各者サービスのスペックを決定するもので	考えます。	
て無理解な住宅オーナーが退去時に光回線の撤	あることから、事業者様間でONUの仕様を共通化		
去を求める為、耐久寿命が数十年に及ぶ光回線を	するためには課題が多く、実現は難しいものと考え		
流動性の高い賃貸住宅において減価償却が完了	ます。		
する前に撤去してしまうという著しく非効率な行為が	(NTT東日本·西日本)		
まかり通ってしまう為である。			
住宅オーナーにITに無知な高齢者が多い為、			
光回ファイバーを直結するメリットを理解してもらう			

のも至難の業であり自身の経験であるが電話で数 回による押し問答の末にようやく許諾を得た経験が ある。

VDSL方式のモデムが事実上製造中止となり、NTT・KDDI・CATVも含め光回線を直結する光配線方式に移行を通信各社が推奨しているにも関わらずこの様な非効率な状態を放置すると2024年のアナログ回線廃止のスケジュールを遅延させ、旧式設備を維持し続けなければならない事態を誘発し利用者に余計なコスト負担を強いる結果となってしまう可能性が高い。

また、長期にわたって回線使用するようになれば、減価償却期間を長く取れ、高い光回線の使用料を値下げ出来る余地が発生し光回線の値下げを行えると思われます、

この為には賃貸及び中古住宅オーナーに光回 線を撤去させないような意識を持たせるようにしな ければなりません。

具体的には光回線を残す場合はその住宅の価値を上げる・賃貸で入居者が集まりやすい、逆に撤去する場合をペナルティ扱いとなる資産価値が下

○ ふとGE-PONでGoogleを検索してみたのだが、多数のNTTフレッツサービスで使用するONUが中古品として転売されています。

基本的に光回線のONUの買い取りプランは存在 しない為、サービス解約後は機器は返却されるの が原則であり、未返却は弁償等のペナルティが課 されるとの認識です。

そもそも、フレッツサービスに明確なONUレンタル代金が記載されていた当時、1カ月900円という値段で、ONUを数年間使用する事を考慮すればONU原価はスマートフォンのスタンダードモデルの価格を上回ると考えられます。

キャッシュバックを悪用し光回線サービスを非常 に短期で解約したユーザーがONUを不正転売して いると考えられる。

高額なONUは解約後、返却されたものを再使用して新規顧客用として再使用する為、紛失・破損に原価相当の弁済をNTTが利用者に求めるの道理である。

これ等の不正転売を見逃すのは昨年の「改正電 気通信事業法」でSIMロック解除条件にクレジットカ ードでの支払いを全額原価回収前の機種持ち逃 がるや入居者が集まりにくい様なインセンティブが 働くようにする。

高齢オーナーの場合かなり頭が固く法律を持ち 出す解釈でないとOKしなかった経験から実害のあ るペナルティになるとなるような半ば法律による義 務化でないとOKせず、工事費の低減が著しく阻害 される為、国土交通省住宅行政部門と連携し賃貸・ 借家で屋内回線残存を義務化するべきであると提 言します。

(個人B)

○ 前回提出意見に追加致します。

NTT東西では小型ONUを開発し実際に加入者に提供しています。

小型ONUであれば、ONUからルーターまでは銅線になり前の加入者解約し賃貸物件を転居してもONUと屋内配線を撤去しなければ、ユーザー任意でONUとルーターに接続出来る為工事作業の簡略化が可能です。

引っ越しシーズンの工事過密日程を緩和出来ると思われます。

げ対策とした各携帯電話会社(NTTドコモ・au・ソフトバンク)の言動と矛盾します。

ONUの原価が高額スマートフォンと同等水準ならNTT東西はこれ等に何等かの対策をしないのはおかしいのではないか。

さらに言えば、これ等による損失を加入光ファイ バの原価に含めて転売と全く関係ない既存利用者 に転嫁をしていないか?

メルカリ・ヤフオクや国内中古品バイヤーが集積 する秋葉原・大阪日本橋電気街に協力を要請し不 正転売者や転売業者からの回収と出品元の割り出 しを行い今までの未回収損害額を弁済させるべき である。

また、これ等が発生する元凶も高すぎるキャッシュバックが元凶である為、キャッシュバック額を大幅引き下げ(「改正電気通信事業法」同様一律例外なしで2万円に規制がのぞましい)か、高額な機器類を貸し出す場合はクレジットカード支払い契約か携帯電話同様に契約前に与信審査を実施しするべきである。

NTT及びKDDIや電力、CATVの多くでは共通のGEPON規格を使用しており、この小型ONUを各社共通で使い回し賃貸物件の転居でユーザー加入するサービスがが変わってもONU使い回す事が出来ればサービス開始の迅速化が図れると思われます。

NTTがシェアが大きく独占している光回線の競争を促進する事にも繋がります。

(個人B)

NTT西日本のフレッツサービス解約時のONU返却 方法解説。

https://flets-w.com/user/support/cancel/

検索結果で「メルカリ」「ヤフオク」に大量のONUが 出品されているのを発見しました。

https://www.mercari.com/jp/search/?keyword=G E-PON

https://auctions.yahoo.co.jp/search/search?aucca t=&tab_ex=commerce&ei=utf-8&aq=-1&oq=&sc_i=& p=GE-PON&x=0&y=0

スマートフォンの直販価格(Apple社公式ページ)

 $\frac{\text{https://www.apple.com/jp/shop/buy-iphone/ipho}}{\text{ne-8}}$

(個人B)

○ 一体何の根拠があって5万円・10万円のキャッシュバックが行われているのだろうか?

各社接続料の引き下げを求める割にキャッシュ バックを廃止すると回線基本料金の値下げ出来る という基本的な事をしようとしない。

10万円だと企業向け高性能ONUが買える値段である。

https://pr.fujitsu.com/jp/news/2015/07/22.html

5万円でもVPN・IP-PBXに対応した企業向けON Uが購入可能。

https://network.yamaha.com/products/routers/nvr510/index

キャッシュバックでONUの原価を全額償却可能ならユーザーにONUを無償譲渡しONUレンタル代金を廃止し回線料金をその分値下げを図るべきではないか?

企業ではない一般個人にはIP-PBXは必要なく、 VPNも必要に応じて後付けアタプターで対応可能 な簡易型で十分なので低価格化が可能と思われま す。

NTTからレンタルではなく、富士通・NEC・YAMA HA・沖電気・住友電工から痒い所に手が届く必要な機能が入った玄人向けルーターとONUを市販してもらい独占性・ユーザーが本当に欲しい任意の機種を選択できない閉鎖的な市場の改革を進めるのも一案であると考えます。

ぷらら(NTT系列)55000円キャッシュバック

https://www.plala.or.jp/select/p-hikari/dial/?cid=sem_gkt_pc_shaph_A1_000005143&gclid=Cj0KCQiA4sjyBRC5ARIsAEHsELEbravsXNXAWuAwixXH5uxldOf25jrl307yDBQD7qYztTvKWfNouU8aApNLEALw_wcBソフトバンク10万円キャッシュバックhttps://s.yimg.jp/images/bb/promo/dreco/200203/hikari_40000.png	
(個人B)	

2 令和2年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料改定等

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見5	再意見5	考え方5	
● 10G光アクセスサービスについて、PPPoE方式	■ 10G光アクセスサービスについては、市場環		
はIPoE方式と同じ時期に提供開始されるべき。(4	境を踏まえ、早期対応可能なIPoE方式から地域		
者)	を限定して提供開始するもの。PPPoE方式につい		
● PPPoE方式には接続事業者数の制限がないことか	ては、早期対応に関する意見も踏まえ、当初計画し		
ら競争が働き多くの事業者が参入しているのに対	ていた対応時期の見直しを現在検討中。また、対応		
し、IPoE方式では接続事業者数に制限があり新規参	する網終端装置については、認可された場合に可		
入が進んでいない状況を考えると、IPoE方式のみ、	能な限り早期に利用できるようにする。		
より高速なメニューの提供が可能になることには、	新収容局ルータについては、10Gbit/sインタフェ		
競争上大きな問題がある。	一スでの利用のためのみに提供するものであり、既		

● 新たな収容局ルータが導入されるに当たって、 IPoEの参入可能事業者数の制限の撤廃など、公正競争上の問題がきちんと改善されているかについて、 総務省においても確認すべき。	存の収容局ルータを更改するものではないため、直接接続事業者の上限の拡大が困難である状況は現時点で変わりはない。 ● 賛同意見(6者) ● 対応可能なものから順次準備を進めていくことが、ユーザの利便性を高めていく観点から重要。インターネットのトラヒック量は増加傾向にあり、IPOE方式による提供開始日や展開計画を遅らせることについては反対。(4者) ● IPOE接続事業者は8事業者、ISP事業者は66事業者存在し、ISP事業者は複数のVNEから選択できる環境にあることから、「IPOE方式では接続事業者数に制限があり新規参入が進んでいない状況」にあるという主張は、論拠に乏しいと考える。		
○ 今回新しく追加されたNGN上での10Gbpsサービ	○ 当社としては、既に他事業者様が最大10Gbpsの	○ 電気通信分野における技	無
スについては、IPoE方式による接続のみが対象とさ	FTTHサービスの提供をしている市場環境を踏ま	術革新の成果が積極的に	
れPPPoE方式は対象外となっています。総務省 接	え、「フレッツ 光クロス」について、早期に対応可能	取り入れられ、高度化・多	
続料の算定等に関する研究会での議論や意見書	なものから、地域を限定して提供開始することとして	様化する利用者のニーズ	
等で公に要望されていたPPPoE方式による10Gbps	います。	にきめ細かく対応し、多種	
対応網終端装置の開発が遅れ、公の要望がなかっ	IPoE方式は、より大容量のトラヒックが疎通する	多様なサービスが提供され	
たIPoE方式のみ早期に実現することはNTT東西殿	構成であり、関門系ルータに既に複数の100Gbit	ることは重要であり、今般認	
のPPPoE方式軽視の姿勢の現れであると言わざる	/sのインタフェースが備わっていることや、シンプ	可申請のあった10Gbit/sイ	
を得ません。これは、研究会の議論でも明らかにな	ルなルーティングによるパケット転送を行い、PPPo	ンタフェースを用いたFTTH	
ったとおり、NTT東西殿が自身のネットワークに設	E方式のようにセッションの制御を行わない接続方	アクセスサービス(以下「10	
置・管理している網終端装置のコストの負担を避		G光アクセスサービス」とい	

け、すでに全額負担しているIPoE方式を優先したものと容易に想定されます。10Gbpsの接続約款化にあたって以下の通り要望します。

- 1. PPPoEサービスがIPoEサービスと同じ時期に開始されること
- 2. 10Gbps用網終端装置の提供を速やかに行うこと
- 3. 10Gbps用網終端装置のISP費用負担は既存の 網終端装置と同様(IF負担)とすること
- 4. 10Gbps用網終端装置の増設基準はトラヒックベースであること
- 5. 10Gbps用収容ルータのIPoE接続数上限が改善 していること、およびそれを検証すること
- 6. 光ブロードバンド(光サービス卸)の接続化が実現すること

(特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構)

○ 本件認可申請はNGNの10Gbpsインターネットサービスの開始にかかる変更申請にもかかわらず、大手ISPを中心として利用されているIPoEサービスのみが対象となっており、大手・中小ISPや地域系事業者など多くの接続事業者が接続しているPPPoEサービスは提供できません。

式であることから、早期に提供することが可能となりました。

一方で、PPPoE方式については、IPoE方式と同時(2019年2月)に新収容局ルータの開発から着手したものの、網終端装置において1Gbit/sを超えるインタフェースを備える必要があることや、トンネル技術を用いたセッション制御を行う接続方式であることから、宅内ルータや、10Gbit/sインタフェースの網終端装置等、各装置の開発・動作検証に加え、装置間の連携動作を検証する工程があるため、提供まで一定の期間を要します。

しかしながら、本接続料の認可申請に係る事業者説明会等の様々な場において「フレッツ 光クロス」におけるPPPoE方式への早期対応に関するご意見をいただいていることも踏まえ、当初計画していた対応時期の見直しを現在検討中です。

10Gbit/sインタフェースの網終端装置については、ISP事業者様の要望を踏まえ、2020年3月初旬に認可申請する方向で検討を進めており、「IP通信網装置に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能メニュー」に加え、「接続事業者が自由に増設できる接続メニ

- う。)が早期に開始されることについては、基本的には、歓迎されるものです。
- 一方で、意見にもあるとおり、第一種指定電気通信設備への接続について、接続方式によって提供時期に差異が生じる場合には、それにより事業者間の公正競争環境に影響を与えるおそれがあり、合理的な理由なく、提供時期に差異が生じることがないようにすべきであると考えます。
- この点、10G光アクセスサービスのIPoE方式及びPPP oE方式の両方式の提供に向けたNTT東日本・西日本の準備状況については、両社からの再意見にもあるとおり、両方式同時に平成31年2月に「新収容局ルータ

10Gbps対応網終端装置やホームゲートウェイの 開発期間を理由としてPPPoEサービスの開始時期 がIPoEサービスよりも遅れるべきではありません。

IPoEサービスの開始時期と同時期にPPPoEが開始されるよう、また網終端装置やホームゲートウェイ装置の開発状況やコストについて総務省殿が適切に指導するよう要望します。

(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

○ 弊社はこれまで(一社)日本インターネットプロバイダー協会を通じ、総務省の研究会や意見書においてPPPoEとIPoEの両方式を同等に取り扱うように要望を続けてきました。しかし今回申請されたNGNの10Gbpsサービスについては、IPoE方式による接続のみが対象とされPPPoE方式による接続は実現されていません。これは新たに提供されるフレッツ光の新メニュー(10Gbps対応)の提供エリア内であってもISPの接続方式の違いによりサービス提供の可否が生じることになり、公正な競争を阻害するだけでなくユーザーの選択肢を狭め混乱の原因となります。本約款申請においてPPPoE方式が劣後す

ュー」の提供や、「地域事業者向けメニュー」の提供 に係る提供条件を各接続事業者様に周知のうえ、 当該申請が認可された場合に可能な限り早期にご 利用いただけるよう、受付開始する考えです。

なお、インターネットトラヒックの増加への対応については、当社としてはこれまでも、「接続事業者が自由に増設できる接続メニュー」の提供や増設基準セッション数の緩和に加え、「地域事業者向けメニュー」の提供等を進めてきたところです。

当社としては、今後も引き続きPPPoE・IPoE両方式の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラヒックの状況(帯域使用率)や、上述した新たなメニューのご利用状況やISP事業者様からの増設申込状況等についてISP事業者様と協議の上確認を行い、そのご意見を参考にして、インターネットトラヒック増加に対する取組みを実施していく考えです。

新収容局ルータについては、10Gbit/sインタフェースでの利用のためのみに提供するものであり、既存の収容局ルータを更改するものではないた

の開発から着手したもの の、網終端装置において1 Gbit/sを超えるインタフェ ースを備える必要があること や、トンネル技術を用いた セッション制御を行う接続 方式であることから、宅内ル ータや、10Gbit/sインタフ エースの網終端装置等、各 装置の開発・動作検証に加 え、装置間の連携動作を検 証する工程があるため、提 供まで一定の期間を要」す るとして、両方式間で提供 時期に差異が生じたと説明 されています。

○ また、NTT東日本・西日本 から、電気通信事業部会や パブリックコメント等での接 続事業者からの意見を踏ま え、令和2年3月9日付で10 Gbit/sインタフェースの網 る申請がなされていることは極めて不適切であり、 以下の項目を要望します。

- 1. PPPoE方式とIPoE方式の10Gbpsサービスの開始が同じ時期に開始されること。
- 2. 仮に前1項が実現できない場合は、速やかにPP PoE方式の10Gbpsに関する約款申請を行い、IP oE方式の10Gbpsサービスの開始後6カ月以内に 網終端装置の提供を行うこと。
- 3. 10Gbps網終端装置のISP費用負担は既存の網 終端装置と同様(IF負担)とすること。
- 4. 10Gbps網終端装置の増設基準はトラヒックベースであること。
- 5. 現在運用中の地域活性化枠の制度を継続すること。
- 6. もし1項が実現されなかった場合、今後はPPPoE 方式とIPoE方式を公平に取り扱うように総務省殿 が行政指導すること。
- 7. 新収容ルータはIPoE接続事業者(VNE)数の制限がないことを総務省殿が確認すること。

(イーブロードコミュニケーションズ株式会社)

○ 今回の認可申請は、NTT東西がNGNを利用した1

め、直接接続事業者様の上限の拡大が困難である 状況は現時点で変わりはありません。

また、「光サービス卸の接続化」については、詳細は分かりかねますが、仮に、過去に検討された光ファイバの分岐単位接続料*と同様の要望であるならば、少なくとも、

- ① 接続事業者様の設備を経由しない網内折り返し通信は、技術的にもISP事業者様と当社との間で電気的な接続が生じないだけでなく、ISP事業者様がエンドユーザに対して役務を提供していないことから、これを接続と扱うことはできないところ、当社光サービスにおいて網内折り返し通信のみを遮断・規制することは困難であること
- ② 当社光サービスでは、複数のISP事業者様を切り替えて利用することやISP事業者様と接続せずにNGN内に閉じたサービスを利用することが可能となっており、特定のISP事業者様向けに接続先を限定できないこと

から、その要望を実現することは技術的・経済的に 困難であると考えます。 終端装置等に係る接続約款の変更の認可申請が行われ、これに併せ、10G光アクセスサービスに係るPPPoE方式での提供を、運用の変更や開発期間の短縮を行うことで前倒し、以下のとおり段階的に提供していく旨の説明が総務省に対して行われたとのことです。

【NTT東西からの説明】

(1)令和2年10月(NTT東日本においては東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い令和2年11月)から、宅内ルータを提供しない形態で10G光アクセスサービスの提供を開始(エンドユーザが宅内ルータを利用する場合、市販の宅内ルータを利用して当社サービスを利用)

0Gbpsのサービスを実施するため、局内スプリッタ、 収容局内装置などの接続料を新設するものと理解 しています。

ISP事業者がエンドユーザに10Gbpsのサービスを提供するためには、ISP事業者との接続点にも10 Gbps以上のインタフェースが必要になります。しかし10GbpsのインタフェースはIPoE方式のみに用意されており、PPPoE方式では提供されていません。

PPPoE方式には接続事業者数の制限がないことから競争が働き多くの事業者が参入しているのに対し、IPoE方式では接続事業者数に制限があり新規参入が進んでいない状況を考えると、IPoE方式のみより高速なメニューの提供が可能になることには、競争上大きな問題があります。

この点について、平成21年(2009年)8月6日情報通信行政・郵政行政審議会答申では、IPv6インターネット接続の提供時期について、PPPoEがIPoEよりも遅れないことを求めています。本件についても本質的な問題点は同じであり、今回も同様に考えて、PPPoEとIPoEで同時期にサービスを開始できるよう、指導していただくよう要望します。

第一種指定電気通信設備であるNGNの利用に あたっては公平性が重要ですが、法令上も特定の 電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いは ※ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに 係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月 27日)における「Bフレッツに係る機能を接続料化 する案」。

いずれにしましても、当社としては、今後、接続 事業者様から具体的な要望をいただければ、協議 を行い、要望内容を確認しつつ実現可能性につい て検討する考えです。

(NTT東日本·西日本)

○ 地域間高速ネットワーク機構殿、イーブロードコンミュニケーションズ殿、EditNet殿の意見および要望に賛同します。

本申請ではNGNの10Gbpsインターネットサービスの開始にかかる変更申請にもかかわらず、大手ISPを中心として利用されているIPoEサービスのみが提供可能となっています。一方で大手以外にも中小ISPや地域系事業者など多くの接続事業者が接続し、流通するトラフィックの大宗を占め、まさに主要な接続方式となっているPPPoEサービスは現時点で提供不可能です。第一種指定電気通信設備であるNGNでのインターネット接続サービスは最も

- (2)令和3年2月から宅内ルータも含めた形態で10G光アクセスサービスの提供を開始(当社宅内ルータも利用可能)
- これらのNTT東日本・西 日本における対応状況から、両方式の提供時期に差 異が生じたことについて、 技術的な理由の存在やそれを改善するための取組が 行われたことを踏まえると、 現時点では、合理的な理 由なく、提供時期に差異が 生じているとまでは認められないと考えます。
- 他方、PPPoE方式の詳細な開発工程を総務省により確認したところ、10Gbit/sインタフェースの網終端装置については、平成31年2月の新収容局ルータ等に

禁止されている(事業法33条4項4号)ことからも、PP PoE方式とIPoE方式でスタートラインが異なることは、同じ第一種指定電気通信設備を使う事業者の間での競争環境をゆがめることになりますので、あらためて本問題について総務省の監督や研究会での議論を要望します.

(EditNet株式会社)

○ 今回,収容局ルータも「新収容局ルータ」として新たな装置が導入されるとされています(申請概要p. 27).新たな装置の導入に当たって、IPoEの参入可能事業者数の制限の撤廃など、これまで公正競争上の問題として当社や他事業者、日本インターネットプロバイダー協会等が指摘してきた問題がきちんと改善されているかについて、総務省においても確認していただくようお願いします.

(EditNet株式会社)

基本的なサービスであり、その公平性・透明性・適正性は非常に重要です。総務省接続料の算定等に関する研究会において、当協会は度々PPPoE接続方式の提供時期がIPoE方式より劣後することがないよう、接続方式やサービスの提供にあたっては同時期、同仕様(サービスレベル)、同料金でなければならないと主張してきました。しかし、今回の10Gbpsサービスはこれらが守られず、多くの消費者が意識していない設備方式の違いによってサービスレベルの内容を変えるという事態になっています。これはNTT設備である網終端装置の増設基準がトラフィックベースでないことに起因して発生している輻輳問題と同様に、多くの善良な消費者に不利益をもたらすものです。

平成21年(2009年)8月6日情報通信行政・郵政行政審議会答申では、IPv6インターネット接続方式の議論を行った際に、PPPoE方式がIPoE方式よりも提供時期が遅れることがないようにするよう強調され、これを東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下NTT東西)に対して要請しました。これは、NTT東西がその接続方式の違いを根拠として、接続方式や事業者を恣意的に選別す

遅れて、令和元年12月に開発に着手されたことが明らかとなったところであり、両方式の公正競争に与える影響をより重視し、網終端装置も平成31年2月から開発を行っていれば、IPoE方式と同時期から、PPPoE方式でも市販の宅内ルータを利用することで、10G光アクセスサービスの提供を開始できた可能性もあったと考えられます。

○ これらを踏まえ、10G光ア クセスサービスの提供が円 滑に実施されているか取組 状況を注視する観点及び 今後も第一種指定電気通 信設備を利用したサービス の提供時期に両方式にお ける差異が可能な限り生じ ないようにする観点から、総 ることや、それによって生じる消費者の不利益の懸念に対して手当てされたものです。当時はPPPoE方式が接続方式として一般的であったのにも関わらず、当時導入された新しい方式であるIPoE方式に対して優遇の懸念がなされた背景には、IPoE方式の接続事業者数に制限があることにより、接続サービスがNTT東西の意思によってより容易に非競争化される懸念があったことに他なりません。今回の10GbpsサービスでIPoEのみが提供を開始することは、こういった懸念がまさに発生しているものと考えられ、大きな問題です。あらためて当時の議論・要請に立ち返り、「PPPoE方式における提供開始時期がIPoE方式よりも遅れることがないよう」にすることが必要であり、すなわち現状は直ちに是正されるべきです。

10Gbps化にあたり、NTT東西は10Gbps網終端装置およびホームゲートウェイの開発が必要と説明しているところ、これらのうち10Gbps網終端装置については装置の一般的な機能で実現可能であることから早急に提供を開始することを要望します。

接続では特定の電気通信事業者に対し不当な 差別的取扱いをするものであってはならないとされ 務省からNTT東日本・西日本に以下の点を要請することが適当であると考えます。

(要請)

- ・10G光アクセスサービス について、接続申込み、 サービス提供等に係る状 況について、毎月末の状 況を速やかに総務省に 報告すること。その際、網 終端装置や宅内ルータ 等の個別の設備の準備 や提供の状況等につい ても併せて報告するこ と。
- ・ 今後のサービス提供に 当たって、両方式の提供 時期に極力差異が生じ ないように開発工程を検 討し、合理的な理由によ り一方の方式の提供が 先行する場合であって

ていますが(事業法33条4項4号)、10Gbpsサービスの開始にあたり上記の競争上の問題点や消費者へのインパクトだけでなく、NTT東西からIPoE事業者とPPPoE事業者に対する情報の開示(通知)時期やその内容、また役務の提供条件で差が生じていないことなど、その実務的な進め方や手続き上の適正性について総務省殿による検証を要望します。

接続料の算定に関する研究会 第二次報告書では、IPoE接続の16社制限について以下の通り記載されています。

「NTT東日本・西日本からは、16の上限は収容ルータの仕様上の制約であり、これを拡大するためには収容ルータの更改が必要となる旨の見解が示されているところ、(中略)NTT東日本・西日本においては、接続可能な事業者数の制限を緩和し直接接続が円滑に行われるようにするための方法について継続的に検討を行うことが適当であり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。また、制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴きつつも、既存のVNE接続

- も、他の方式において、 一部でも先行してサービ ス提供可能なものがない か検討し、可能な限り公 正競争環境に影響が生 じないよう適切に対応す ること。
- ・ NTT東日本・西日本が サービス提供を開始する のと可能な限り同時期 に、両方式について、ISP 事業者等の接続事業者 もサービス提供を行える よう、準備を進めるととも に、サービス内容、提供 スケジュール等の情報に ついて、接続事業者に公 平かつ迅速に提供すること
- さらに、新収容局ルータ について、NTT東日本・西 日本の再意見によれば、現

事業者の合意は不要であることに留意することが適 当である。」

NTT東西は16社の制約の緩和に向けて継続的に取り組むことが適当とされているところ、今回設置される10Gbps対応の収容ルータには16社制限がないことは然るべきであるため、総務省殿や接続料の算定等に関する研究会において、状況が改善されたかどうか確認・検証していただくよう要望します。(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

○ (一社)日本インターネットプロバイダ協会殿が従来から主張されているように、本来であればIPoE方式とPPPoE方式は同様に取り扱われるべきです。仮にIPoE方式が先行することになるのであれば、NTT東西殿は可能な限り早急にPPPoE方式に関連した10Gbpsサービス(1G超光アクセスサービス(仮称))についての約款申請を行って頂きたい。且つ、速やかにサービス提供が可能となるよう尽力いただきたい。その際、HGWが対象外でCEルータのみの対応であっても許容可能です。

また、NTT東西殿と(一社)日本インターネットプロバイダ協会殿の協議及び総務省殿の尽力の結

時点では既存の収容局ル ータを更改するものではな いとのことであるが、NTT東 日本・西日本においては、 接続可能な事業者数の制 限を緩和し、直接接続が円 滑に行われるようにするた めの方法について継続的 に検討を行うことが適当で ある。また、次期ネットワー クを含め、ネットワークの構 成に大きな変更が生じる場 合には、変更前に十分な期 間を確保して接続事業者 に丁寧に説明を行うととも に、接続事業者の意見を適 切に反映し、直接接続が円 滑に行われるようにネットワ ークを構築することが必要 であると考えます。

果制定された地域活性化枠については、その趣旨を継続されることを望みます。

(イーブロードコミュニケーションズ株式会社)

○ 日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します.

今回の問題は、2009年のIPv6インターネット接続の導入におけるPPPoE方式とIPoE方式の提供時期が異なってはならないという問題と本質的に同じです。NTT東西にはその際の答申や行政指導を踏まえ、PPPoEのサービス開始をIPoEよりも遅らせることがないようにしなければなりません。

総務省においてはこの点について検証され, 適切に指導くださるようお願いします.

(EditNet株式会社)

○ 地域間高速ネットワーク機構, イーブロードコミュニケーションズの意見に賛同します.

第一種指定電気通信設備であるNGNを使ったサービスの提供にあたって、PPPoE方式とIPoE方式でNTT東西の熱意に差が感じられるのは残念なことです.

地域間高速ネットワーク機構およびイーブロード

コミュニケーションズの要望項目4,10Gbps用網終端装置の増設基準について,当社も同様に考えます.

NTT東西は網終端装置の増設基準を設ける場合,法令上も円滑なインターネット接続が可能となる基準でなければなりませんが、10Gbpsサービスの利用者はより高速で快適なインターネット接続を求めてサービスを申し込み、普通に考えれば1人あたりのトラヒックの多い利用者層が多くなることが予想されますので、増設基準もあらかじめそれを考慮して定めなければ、早晩網終端装置の輻輳が生じはじめ、円滑なインターネット接続さえ困難になるおそれが高くなります。

NGNの接続は従来通りNTT東西が設置する網 終端装置(NGNの利用者料金に含まれる網終端装 置)を中心にすべきことは当然で、ISP事業者の追 加負担を伴うD型やC-20型などの網終端装置は、 特別な需要のための補完的なものと考えることにな っています。

普通の網終端装置で満足なサービス提供ができず, ISP事業者の「要望」により自己負担(本来のサービス分界点を越えた費用負担)をする網終端装置を使わざるを得なくなれば, 前回の輻輳問題と全く同じことを繰り返すことになります. 輻輳が生じて

利用者が困っている状態になってから改善を議論 しても遅いため、今度からは早い段階で増設基準 の妥当性を確認する、プロバイダー協会がかねて 主張してきたようにトラヒックベースで増設を行うな ど、利用者利益を損なわないようにする必要があり ます.

なお、利用者の動向に基づくISP事業者の求め に対してNTT東西が十分な網終端装置を付けない ことは、NTT東西と利用者(消費者)との関係でも十 分なサービスを提供できていないことになります。

地域間高速ネットワーク機構の指摘項目5, イーブロードコミュニケーションズの要望項目7, 新収容ルータのVNE数の制限について, 当社も同様に考えます.

IPoE方式での接続に参入者数の制限があることや、特定の県域だけでのサービス展開ができないことはかねて研究会などで指摘されており、原因は結局のところ収容ルータの制約によるものとされていますが(2018年11月30日、接続料の算定に関する研究会でのNTT東西発表資料p.11など)、今回新収容ルータの導入にあたって、このような制約をなくしていくことが必要です。

(EditNet株式会社)

○ NTT東日本・西日本の10Gbitサービスは市場的 に見れば後発のサービスであることは明らかです。 お客様からも映像サービスやゲーム利用だけで なく企業からも各種デバイス接続の多様化もあり、 高速化を望む声が顕著であります。

PPPoE方式だけでなく、エリアも限定的である中、提供可能なエリア、IPoE方式での提供を先送りすることなく、対応可能なものから順次準備を進めていくことが、お客様の利便性を高めていく観点から重要であると考えます。

(株式会社USEN NETWORKS)

○ 先の意見募集で述べた通り、インターネットのトラフィック量は近年、継続して増加傾向にあり、日本国内のIPv6によるアクセス回線の広帯域化については早急に対応する必要があります。「フレッツ光クロス」サービスのIPoE方式による提供開始日や展開計画を遅らせることについては反対します。

(NGN IPoE協議会)

○ PPPoE方式とIPoE方式の10Gサービスが同じ時期 に開始されることという意見について、すでに1Gを 超えるサービスが複数の事業者により提供されている状況においては、実際の需要がありかつサービス開始の要望を持つ事業者の有無を慎重に判断する必要があります。具体的な利用要求があるサービスの開始が遅れることは競争を歪めるものであり、あってはならないと考えます。

(日本ネットワークイネイブラー株式会社)

○ インターネットは近年、利用者にとって増々重要なインフラとなっており、より広帯域なインターネット接続サービスに対するニーズは日々増えています。そのため他社からはすでに早い時期より10G接続サービスが提供済みです。(※)。しかしながらNTT東西のフレッツ網を利用しているISP事業者は、1G超サービスのラインナップが劣後した状況が続いており、このニーズに対応することができません。インターネット接続環境マーケット全体の健全な発展のために「フレッツ光クロス」サービスはいち早く市場に出すべきであり、フレッツ網での実装方式の違いを理由にサービス提供開始日を遅いほうに合わせることについて反対します。

※既存10Gサービス

	-KDDI(auひかり),2018年3月 -ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 (NURO光),2019年3月 -株式会社オプテージ(eo光ネット),2019年4月		
	-株式会社ジュピターテレコム(J:COM NET光)20 20年2月 (インターネットマルチフィード株式会社)		
	○ IPoE接続事業者は2020年3月1日現在で8事業者 存在し、また第11回接続料の算定に関する研究会で 資料提示されている通り、IPoE接続事業者をVNEとし て利用しているISPの数は2017年12月末時点で66事 業者も存在しています。ISPはIPoE方式によるローミン		
	乗者も存在しています。ISPはIPOE万式によるローミングサービスを複数のVNEから選択して利用できる環境にあり、VNE間で競争してサービス提供している状況にあります。従って当協議会としては「IPoE方式では接続事業者数に制限があり新規参入が進んでいない		
意見 6	状況」にあるという主張は、論拠に乏しいと考えます。 (NGN IPoE協議会) 再意見6	考え方 6	
● 10G光アクセスサービスについて、PPPoE方式の 提供を待たずにIPoE方式の早期提供開始を優先す べき。	● 10G光アクセスサービスについては、需要・ 競争状況も見ながら今後のエリア拡大の検討を 進めていく。	32JJ	

● 10G光アクセスサービスを早期に提供すること に賛同。(10者)	 早期提供することに賛同。(5者) 10G光アクセスサービスが提供されること自体は反対するものではないが、PPPoE方式での新メニューの提供時期がIPoE方式よりも大きく遅れる場合、公正競争上の問題が生じる懸念があり、公平性を担保して提供されるべき。(3者) PPPoE方式での提供時期がIPoE方式に劣後することは、公正競争上の大きな問題を引き起こすことから、PPPoE方式での提供時期がIPoE方式よりも遅くなってはならない。(2者) ▲ 真の「10GBase-T」通信を利用者が享受できるためには、ユーザ側設備整備を含めた展開をサービス業者側が実施する必要がある。 		
○ 利用者からの高速化に対する要望が強まってい	○ 「1G超光アクセスサービス(以下、フレッツ 光クロ	○ 「考え方5」と同様と考えま	無
るなか、10Gbit/sサービスを提供している他事業者	ス)」については、各事業者様からいただいたご意	す。	
に対し、弊社も含め、現時点で光コラボ事業者はお	見を踏まえつつ、需要・競争状況も見ながら今後の		
客様のニーズに応えられていないという状況にあり	エリア拡大の検討を進めていく考えです。		
ます。	(NTT東日本·西日本)		
NTT東西が、開発等が必要なPPPoE方式の提供			
を待たずに、まずはIPoE方式のみに対応し、10Gbi	○ 1G 超光アクセスサービス(仮称)に賛成している		
t/sサービスの早期提供開始を優先することをお願	各事業者の意見に賛同します。(株式会社PinT、		
いしたいと思います。	株式会社USEN NETWORKS、インターネットマル		
なお、現時点でも顧客は、PPPoE方式(1. wi-fi	チフィード株式会社、NGN IPoE協議会、BBIX株式		
の設定、2. ルーターへのログイン、3. ISPのログイ	会社、フリービット株式会社、日本ネットワークイネ		
ン)での設定方法の複雑さよりも、IPoE方式(1. wi-f			

iの設定のみ)の簡単な接続方式を志向しており、 顧客としてはPPPoE方式を採用したいという要望は 生じないと感じております。

(株式会社PinT)

○ NTT東日本・西日本が10Gbitインタフェースに対応したサービスを早期に提供することに賛同します。

光サービスの事業者競争は熾烈を極めており、 NTT東日本・西日本の10Gbitサービスは市場的に 見れば後発のサービスでもあることから、対応可能 なものから順次準備を進めるべきと考えます。

また、お客様からも映像サービスやゲーム利用 だけでなく企業からも各種デバイス接続の多様化も あり、高速化を望む声が顕著であり、早期にサービ スが提供されることが利用者利便性の向上に繋が ることになります。

(株式会社USEN NETWORKS)

○ 1G超光アクセスサービス(仮称)のリリースを歓迎 します。他事業者は既に同等のアクセスサービスを 市場に提供しており、NTT東西が提供しているアク イブラー株式会社、株式会社フォーバルテレコム、 ソフトバンク株式会社)。

フレッツ以外のサービスでは1G超のメニューが 市場に提供されており既に競争不利の状況におか れています。また、インターネットのトラフィック量が 増加しているなか、通信事業者は通信品質の維持 と事業継続性の両面から取り組む必要に迫られて おります。今回、10Gbit/sインターフェースに対応 する新たな設備の接続機能は通信事業者としての 選択肢を広げるものであり早期のサービス提供を 要望します。

(株式会社朝日ネット)

○ すでに競合他社が10Gbit/sサービスを開始して おります。

今回の10Gbit/sメニューの接続料金の開始により、サービス卸を利用する事業者においても同様のサービスが提供可能となることは、利用者に選択肢を増やせるという点で望ましいと考えます。

そのため、IPoE・PPPoEともにそれぞれ可能な限り早くサービスを提供して頂けますことを期待するとともに、提供スケジュールを早期に告知して頂くことが望ましいと考えます。

セス網を利用している事業者はサービスラインナップが劣後している状況にあります。近年トラフィック量は継続して増加傾向にあり、お客様からの帯域が広いアクセスサービスの利用を要望する声も多いため、2020年4月からの提供を要望します。また可能な限り早く全国展開し、インターネット接続環境の充実を図ることも要望します。

(インターネットマルチフィード株式会社)

○「1G超光アクセスサービス(仮称)」のリリースを歓迎します。総務省の方で定期的に取りまとめしている「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計・試算」の結果や、ネットワーク中立性に関する研究会で議論されている内容からも明らかですが、インターネットのトラフィック量は近年、継続して増加傾向にあり、日本国内のIPv6によるアクセス回線の広帯域化については早急に対応し、展開する必要があります。インターネット利用環境の持続的な発展のためにも早期に全国展開することを期待します。

(NGN IPoE協議会)

(フリービット株式会社)

○ 当社意見で既に述べている通り10Gbit/s インタフェースに対応する新たな設備の接続機能は、高速大容量化のサービスという社会的ニーズや利用者要望に応えるものです。

電気通信の健全な発達・利用者利便を増進していくためには、より良いサービスを早期にサービス展開していくことが肝要であり、本件についても、先ずはサービス開始が可能な方式・エリアから進めていくべきと考えます。

(ソフトバンク株式会社)

○ 左記各社の意見(事務局注:「1G超光アクセスサービス(仮称)」のリリースを歓迎・賛同する旨の意見)に賛成です。

IPoE接続事業者に置かれては卸売りにも注力して頂きたい。

(イーブロードコミュニケーションズ株式会社)

○ 1G超光アクセスサービス(仮称)の提供開始は歓迎しますが、第一種指定電気通信設備であるNGNを用いるインターネット接続サービスはIPoE方式、P

○ 1G超光アクセスサービス(仮称)のリリースを歓迎 します。

インターネットのトラフィック量は近年継続して増加傾向であり、アクセス回線の広帯域化については、東日本電信電話株式会社殿、西日本電信電話株式会社殿で提供準備が整った方式から早急に対応する事が、インターネット利用環境の発展のために必須であると考えます。

(BBIX株式会社)

○ このたび、NTT東西から10Gbit/sインタフェースに 対応する新設備に接続する新たな接続料の認可 申請がなされています。動画配信サイトの4Kコンテ ンツの拡充、NHKのインターネット同時配信サービ ス開始、東京五輪などの各種イベントなど質・量とも に映像コンテンツへのニーズが益々高まっており、 トラフィック量は引続き増加傾向にあると考えます。

1Gbps超のアクセスサービスに対して、競合他社ができているのになぜできないのかと、エンドユーザからお声をいただくこともあり、フレッツサービスで高速アクセスの選択肢をユーザに提示できないことはサービスプロバイダーとして歯がゆい事態でした。

PPoE方式共に公平性を担保して提供されるべきです。

(イーブロードコミュニケーションズ株式会社)

○ 各社の意見(事務局注:「1G超光アクセスサービス(仮称)」のリリースを歓迎・賛同する旨の意見)にある,10Gbpsサービスが提供されること自体は当社も反対するものではありません.

しかし、その提供においてPPPoE方式とIPoE方式の間で提供時期や条件に差が生じることは、同じ第一種指定電気通信設備を利用する電気通信事業者の間の公正な競争を阻害するおそれがあることから、NTT東西において、そのようなことがないように計画的に準備を進める必要がありました。

PPPoE方式とIPoE方式は並存するものとされ、それぞれのISP(VNE)事業者は共に同じ第一種指定電気通信設備を利用する関係としてユーザへのサービスを提供・卸提供する関係にあります.

第一種指定電気通信設備の利用にあたっては その公平性が非常に重要であるところ、PPPoE方式 での新メニューの提供時期がIPoE方式よりも大きく 遅れる場合、公正競争上の問題が生じてきます. フレッツユーザに対して、1G超のアクセスサービスのシーズを早期に広げることで、新たなインターネットの利用を促し、日本のインターネットの発展を促すものと考えます。

(フリービット株式会社)

○ 1G超光アクセスサービス(仮称)のリリースに賛成 します。

インバウンド需要が拡大すると予測される状況に おいて、宿泊施設や公衆WiFiの広帯域化は速や かに行わねばならず、特に導入が開始されたWiFi6 においては1Gを超えるアクセス回線が要求されて おり、具体的な需要が発生している状況になってい ます。しかしながら、すでに複数事業者が1G超のインターネットサービスを提供している中で、同等の サービス提供が不可能なため需要に応えることが できず競争上不利な状況におかれております。

したがいまして、1G超光アクセスサービスを早急 に開始されることと、加えて同サービスによるIPv6イ ンターネットの全国展開が加速することを強く希望 いたします。

(日本ネットワークイネイブラー株式会社)

○ 光サービス卸はすでに契約数1300万を超え、固

PPPoE方式とIPoE方式の同等性確保については、そもそもNGNでのIPv6インターネット接続にIPo E方式が導入されたとき、2009年の情報通信行政・郵政行政審議会答申において、PPPoE方式とIPoE 方式の提供時期が同等である(PPPoE方式がIPoE 方式に劣後してはならない)と整理されて、行政指導も行われています.

この点は今回の10Gbpsメニューの開始と本質的な問題点は同じため、NTT東西は2009年の行政指導を踏まえ、PPPoE方式の開発に時間がかかるならば先に開発に着手するなど、提供時期の公平性を損なわずに10Gbpsのサービスを早期に市場に投入することは十分可能であったと思います。

総務省においては、接続事業者間の公平性を 損なう行為についてよく検証され、NTT東西が同じ 指摘を二度三度と受けることがないように指導くだ さるようお願いします.

(EditNet株式会社)

○ 当協会は、1G超光アクセスサービス(仮称)の導入など、インターネット接続の大容量化に反対するものではありません。ただし、それも第一種指定電気通信設備を利用する各社の間で公平性、透明

定回線市場における非常に重要な事業基盤である と認識しておりますが、一方で増加ペースは鈍化し ており、利用者のニーズを捉えた迅速な展開も必 要かと思います。

NTT東日本・西日本が今回10Gbitインタフェースに対応した接続料金の認可申請を行っておりますが、すでに複数の事業者が1Gbpsを超えるサービスを開始しており、今回の接続料金の設定により、サービス卸を利用する事業者においても同様のサービスが提供可能となることは、利用者の選択肢を増やすという点で望ましく、その前提となる接続料は速やかに認可いただきたいと考えます。

(株式会社フォーバルテレコム)

○ 「1G超光アクセスサービス(仮称)」のリリースを歓迎します。我が国のインターネット利用環境の持続的な発展のためにも適切なタイミングで適切な技術方式によるサービスが提供されることが重要だと考えます。

(株式会社朝日ネット)

○ 本メニュー(10Gサービス)の提供に関して、今後5 Gの到来に伴い固定ブロードバンドサービスにおい ても益々超高速・大容量化が求められていく中、と 性、適正性が十分確保されてのことであって、IPoE 方式だけが優遇されることはあってはなりません。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

○ PinTの意見は、接続制度の公平性の観点からは 受け入れがたいものです.

PPPoE方式とIPoE方式は並存するものとされ、それぞれのISP(VNE)事業者は共に同じ第一種指定電気通信設備を利用する関係としてユーザへのサービスを提供・卸提供する関係にあります.

第一種指定電気通信設備の利用にあたっては その公平性が非常に重要であるところ、PPPoE方式 での新メニューの提供時期がIPoE方式よりも大きく 遅れる場合、公正競争上の問題が生じてきます。

PPPoE方式とIPoE方式の同等性確保については、そもそもNGNでのIPv6インターネット接続にIPo E方式が導入されたとき、2009年の情報通信行政・郵政行政審議会答申において、PPPoE方式とIPoE 方式の提供時期が同等であるべき(PPPoE方式がI PoE方式に劣後してはならない)と整理されて、行政指導も行われています(平成21年(2009年)8月6日総基料第161号).

くにオリンピック・パラリンピック前に提供を開始する 事は国策としても重要であると認識しています。また、早期提供により10Gメニューサービスの先行他 社とNTT東西殿の間での競争が促進することも期 待され、利用者利便の観点からも望ましいと考えます。

(ソフトバンク株式会社)

今回の10Gbpsメニューの開始と本質的な問題点は同じため、NTT東西は2009年の行政指導を踏まえ、PPPoE方式の開発に時間がかかるならば先に開発に着手するなど、公平性を損なわずに10Gbpsのサービスを早期に市場に投入することは十分可能であったと思います。

総務省においては、接続事業者間の公平性を 損なう行為についてよく検証され、NTT東西が同じ 指摘を二度三度と受けることがないように指導くだ さるようお願いします.

(EditNet株式会社)

○ PinT殿の意見には賛同しかねます。

IPoE方式の利用者は増えているものの、2019年12月現在でPPPoEのトラヒックはNGN全体のトラフィックの51%、利用者数でも44%を占めています(2020年1月22日、NTT東日本・山口ただゆき氏によるJANOG45での発表)。PPPoE方式とIPoE方式は、同じ第一種指定電気通信設備を用いてインターネット接続サービスを提供する関係であり、その公平性、透明性、適正性は非常に重要です。PPPoE方式での提供時期がIPoE方式に劣後することは、公正競

争上の大きな問題を引き起こし、多くの消費者にも 不利益をもたらすことから、PPPoE方式での提供時 期がIPoE方式よりも遅くなってはなりません。

なお、現在でも実際のトラフィックの多くはIPv4が 占めており、IPv6への完全移行にはまだ時間がか かります。

IPoE方式はIPv4に直接対応するものではないため、VNE事業者が用意する装置(または利用者が自前で設置するルータ)を使ってIPv4をIPv6に変換しなければ、IPv4でつなぐことはできません。ところが、その規格がVNE事業者によってまちまちであるなど、必ずしも利便性向上につながっていません。PPPoE方式においてルータの設定が特別難しいこともなく、多くの利用者はPPPoE方式でもIPoE方式でも深く意識せずに利用していると考えられます。(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

○ PPPoE方式とIPoE方式は、同じ第一種指定電気 通信設備を用いてインターネット接続サービスを提 供する関係であり、その公平性、透明性、適正性は 非常に重要です。PPPoE方式での提供時期がIPoE 方式に劣後することは、公正競争上の大きな問題 を引き起こし、多くの消費者にも不利益をもたらすことから、PPPoE方式での提供時期がIPoE方式よりも遅くなってはなりません。

(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

- 早期に全国展開、利用者利便性向上のご意見に 賛成です。しかし、今のままの展開ではIPS業者の 輻輳回避の「1Gbps超の高速サービス」に留まりま す。真の「10GBase-T」通信を利用者が享受できる ためには、下記問題をサービス業者側が利用者宅 内設備業者に働き掛けて解決すべきです。ユーザ は無知無能です、ユーザ側設備整備を含めた展開 をサービス業者側が実施する必要があります。
 - 1. 一般販売されている汎用パソコンの有線LAN汎用仕様を10GBase-Tとする。現在は1000MBase-Tインターフェース製品しか売られていない。
 - 2. 日本の市場には、10GBase-T用には不適合なLANケーブルしか出まわっていません。

銅線導体をより線導体(経年変化でロス増加するので90mローブ長には使用禁止されている)とするもの、シース材料がPVC,摩擦低減のための滑剤入りシース(経年変化で不整合反射ロス増加)のもの

	など問題品が汎用に販売されている。米国製仕様 適合品を輸入、または、適合品を開発・販売させる 指導をする。 ロス増加を説明する資料を添え付けます。(事務 局注:大部のため省略) (個人E)		
意見7 ■ 10G光アクセスサービスに対応するために必要な機器について、総務省や研究会等でNTT東西の開発の進め方が適切であったか確認すべき。 ■ ホームゲートウェイの開発・提供状況に関わらず、10Gbpsの網終端装置を一刻も早く利用可能とすることが必要。 ■ 10Gbit/sの網終端装置については、ISP費用負担は既存の網終端装置と同様(インタフェース負担)とすること、増設基準はトラヒックベースであること、地域活性化枠の制度を継続することを要望。	再意見 7 ■ 10 G光アクセスサービスについて、PPPoE方式は追加の検証工程があるため、提供まで一定の期間を要するが、当初計画していた対応時期の見直しを現在検討中。対応する網終端装置については、2020年3月初旬に認可申請する方向で検討を進めており、ISP事業者の要望を踏まえ、インタフェース相当を付与する機能メニュー、自由に増設できる接続メニュー、地域事業者向けメニューの提供について当該申請が認可された場合に可能な限り早期にご利用いただけるよう、受付を開始する考え。 ● 賛同意見(3者) ● IPoE方式同様、PPPoE方式の10 G光アクセスサービスにおいても、HGWは遅れての対応でも提供を優先してほしい。	考え方フ	
○ 10Gbpsのサービスに対応するために必要な機器	○ 当社としては、既に他事業者様が最大10Gbpsの	○ 10Gbit/sインタフェースに	無
は、IPoE方式、PPPoE方式とも2019年2月ころ準備	FTTHサービスの提供をしている市場環境を踏ま	対応するために必要な機	
に着手され、PPPoE方式は網終端装置とホームゲートウェイの開発に時間がかかったことから、IPoE	え、「フレッツ 光クロス」について、早期に対応可能	器についての開発の進め	
方式から1年遅れて、2021年4月までに利用開始で	なものから、地域を限定して提供開始することとしています。	方の確認については、「考 え方5」を参照ください。	

きるように準備すると説明がありました.しかし、網終端装置の10Gbps化は、従来から混雑対策のために複数のISP事業者が要望しており、今から2年以上前の2017年(平成29年)9月には、接続料の算定に関する研究会第一次報告書に盛り込まれていたものです。多くのISPから強い要望が長期間あったにもかかわらず、NTT東西がそれに速やかに対応することなくPPPoEの10Gbps化をIPoEよりも大きく遅らせて提供することは大変遺憾です。そもそもサービスの10Gbps化にあたり、PPPoE方式では網終端装置やホームゲートウェイの対応が必要になることはわかっていたのですから、IPoE事業者ばかりを優遇したと考えざるを得ません。この点についても総務省や研究会等でNTT東西の開発の進め方が適切であったか確認いただくようお願いします。

また、NTT東西は10Gbpsの網終端装置と共にホームゲートウェイ(加入宅内装置)の開発が必要であると説明していますが、本質的にホームゲートウェイ装置は10Gbps回線サービスに必須の装置ではありません。また10Gbpsの網終端装置は、1Gbpsのサービスを収容するために使うこともでき、それは現在の網終端装置の混雑対策につながることから、本来もっと早い段階で準備されるべきものだったと考えます。これらの理由から、ホームゲートウェイの

IPoE方式は、より大容量のトラヒックが疎通する構成であり、関門系ルータに既に複数の100Gbit/sのインタフェースが備わっていることや、シンプルなルーティングによるパケット転送を行い、PPPoE方式のようにセッションの制御を行わない接続方式であることから、早期に提供することが可能となりました。

一方で、PPPoE方式については、IPoE方式と同時(2019年2月)に新収容局ルータの開発から着手したものの、網終端装置において1Gbit/sを超えるインタフェースを備える必要があることや、トンネル技術を用いたセッション制御を行う接続方式であることから、宅内ルータや、10Gbit/sインタフェースの網終端装置等、各装置の開発・動作検証に加え、装置間の連携動作を検証する工程があるため、提供まで一定の期間を要します。

しかしながら、本接続料の認可申請に係る事業 者説明会等の様々な場において「フレッツ 光クロス」におけるPPPoE方式への早期対応に関するご 意見をいただいていることも踏まえ、当初計画して いた対応時期の見直しを現在検討中です。 ○ 10Gbit/sの網終端装置の 早期の提供及びISP事業者 から要望のあるインタフェー ス相当を付与する機能メニ ュー、地域事業者向けメニ ューについて、NTT東日 本・西日本の再意見におい ても表明されているように、 令和2年3月9日付で、10G bit/sの網終端装置に係る 約款変更の認可申請が行 われたものと承知しており、 総務省においては当該申 請内容について、接続事業 者の意見も踏まえつつ、速 やかに審査を行うことが適 当と考えます。

開発・提供状況に関わらず、10Gbpsの網終端装置を一刻も早く利用可能とすることが必要です.

PPPoE方式の網終端装置は本年春頃に認可申請を予定しているとのことですが、すでにIPoEよりも提供時期が遅れており、また接続料などの条件が不利なものであった場合、PPPoEとIPoEで競争上の格差が決定的になってしまうおそれがあります.

NTT東西が今年春頃に行うとしているPPPoE方式の網終端装置の接続約款変更認可申請を直ちに行うこと、今回の約款申請と同時に審査すること、PPPoEとIPoEで不当な差別的取扱いが行われていないかを総務省や研究会等において確認していただくようお願いします。

その際,以下の点についても十分担保されるよう,適切な指導を要望します.

- ・PPPoE方式でも利用者の円滑なインターネット接続が可能となるよう網終端装置の増設条件をトラヒックベースでの増設基準とすること.
- ・NTT設備へISPが支払う改造費の割合(インタフェース部分のみをISP事業者が網改造料で負担するとしていた割合)を変更しないこと.

(EditNet株式会社)

10Gbit/sインタフェースの網終端装置については、ISP事業者様の要望を踏まえ、2020年3月初旬に認可申請する方向で検討を進めており、「IP通信網装置に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能メニュー」に加え、「接続事業者が自由に増設できる接続メニュー」の提供や、「地域事業者向けメニュー」の提供に係る提供条件を各接続事業者様に周知のうえ、当該申請が認可された場合に可能な限り早期にご利用いただけるよう、受付開始する考えです。

なお、インターネットトラヒックの増加への対応については、当社としてはこれまでも、「接続事業者が自由に増設できる接続メニュー」の提供や増設基準セッション数の緩和に加え、「地域事業者向けメニュー」の提供等を進めてきたところです。

当社としては、今後も引き続きPPPoE・IPoE両方式の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラヒックの状況(帯域使用率)や、上述した新たなメニューのご利用状況やISP事業者様からの増設申込状況等についてISP事業者様と協議の上確認を行い、そのご意見を参考にして、インターネット

- 弊社はこれまで(一社)日本インターネットプロバイダー協会を通じ、総務省の研究会や意見書においてPPPoEとIPoEの両方式を同等に取り扱うように要望を続けてきました。しかし今回申請されたNGNの10Gbpsサービスについては、IPoE方式による接続のみが対象とされPPPoE方式による接続は実現されていません。これは新たに提供されるフレッツ光の新メニュー(10Gbps対応)の提供エリア内であってもISPの接続方式の違いによりサービス提供の可否が生じることになり、公正な競争を阻害するだけでなくユーザーの選択肢を狭め混乱の原因となります。本約款申請においてPPPoE方式が劣後する申請がなされていることは極めて不適切であり、以下の項目を要望します。
- 1. PPPoE方式とIPoE方式の10Gbpsサービスの開始が同じ時期に開始されること。
- 2. 仮に前1項が実現できない場合は、速やかにPP PoE方式の10Gbpsに関する約款申請を行い、IP oE方式の10Gbpsサービスの開始後6カ月以内に 網終端装置の提供を行うこと。
- 3. 10Gbps網終端装置のISP費用負担は既存の網 終端装置と同様(IF負担)とすること。

トラヒック増加に対する取組みを実施していく考えです。

いずれにしましても、当社としては、今後、接続 事業者様から具体的な要望をいただければ、協議 を行い、要望内容を確認しつつ実現可能性につい て検討する考えです。

(NTT東日本·西日本)

○ EditNet殿の意見に賛同します。

特に、第一次報告書に盛り込まれた2017年の時点でNTT東西がISP事業者の要望に応えて網終端装置の大容量化を行っていれば、PPPoEでの輻輳の問題は早期に改善され、今回のIPoEとの公正競争上の問題も起こらなかったと思われます。

接続料の算定等に関する研究会において、当協会ではPPPoE方式の網終端装置の費用負担割合の変更が強行的に行われることは問題であると継続的に主張してきました。基本的な網終端装置に対して適切なトラヒック管理(増設)をせずに、ISP側へより多く負担させる接続方式をより好条件としてそれを優遇することにより、NTT東西は恣意的に自らの装置の費用をISP側に負担させたり、ISPを取捨選択することが可能となります。これらの議論を受け

- 4. 10Gbps網終端装置の増設基準はトラヒックベースであること。
- 5. 現在運用中の地域活性化枠の制度を継続すること。
- 6. もし1項が実現されなかった場合、今後はPPPoE 方式とIPoE方式を公平に取り扱うように総務省殿 が行政指導すること。
- 7. 新収容ルータはIPoE接続事業者(VNE)数の制限がないことを総務省殿が確認すること。

(イーブロードコミュニケーションズ株式会社)

- 10Gbpsの接続約款化にあたって以下の通り要望します。
 - 1. PPPoEサービスがIPoEサービスと同じ時期に開始されること
 - 2. 10Gbps用網終端装置の提供を速やかに行うこと
 - 3. 10Gbps用網終端装置のISP費用負担は既存の 網終端装置と同様(IF負担)とすること
 - 4. 10Gbps用網終端装置の増設基準はトラヒックベースであること
 - 5. 10Gbps用収容ルータのIPoE接続数上限が改善 していること、およびそれを検証すること

て、総務省接続料の算定等に関する研究会では「(NTT東西に対する)行政指導の対象となったC-2 0型等のメニューについて、(中略)当該メニューの適用がない場合でもC型等により円滑なインターネット接続の見地から適切な対処が行われることを前提として、ISPが追加的、個別専有的に設備を増強させる必要があるときに適用させるものとして網改造料の適用される補完機能として位置付けている」としています。

平成30年12月18日付で、NTT東西は総務省より網終端装置の料金設定が違法だったとして行政指導を受けました(参考1)。これはNTT東西が実際の原価よりも高い料金設定を行い、ISP事業者など接続事業者から徴収していたためです。このように、NTT東西は網終端装置の料金の上昇に対して強いインセンティブが働くことは事実と共に明らかです。

これらのことから、網終端装置の接続料金やその設定方式についてはより慎重に議論する必要があります。今後設置される10Gbps対応の網終端装置は、基本的な網終端装置として現行のNTEと同様にIF相当の費用負担となるべく適切で公正な設備負担の枠組みとなることを要望します。また10G対

6. 光ブロードバンド(光サービス卸)の接続化が実現すること

(特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構)

応網終端装置はトラフィックベースの増設基準としてユーザ不利益を解消していくことを要望します。なお、イーブロードコミュニケーションズ殿が要望している地域活性化枠の制度の継続については、地方の県域でサービスを提供するISP事業者などの要望を踏まえ、今後も行われることを要望します。ただし、トラヒックの増加に対応した網終端装置が必要なのはどの事業者であっても変わらないことから、事業者を限定することなく、すべてのISP事業者が円滑なインターネット接続を利用者に提供できるだけの台数を準備できることが重要であり、そのためにもトラフィックベースでの増設基準に移行することが必要です。

(参考1)

第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正 化のための東日本電信電話株式会社及び西日本 電信電話株式会社に対する指導 平成30年(2018年)12月18日付け 総務省総合通信基盤局長からNTT東日本 井上福 造社長およびNTT西日本 小林充佳社長あて行政 指導

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ki ban03_02000526.html (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会) ○ IPoE方式同様、PPPoE方式の10Gbpsサービス(1 G超光アクセスサービス(仮称))においてもHGWは 遅れての対応でも提供を優先していただきたい。 (イーブロードコミュニケーションズ株式会社) ○ 左記意見(事務局注:イーブロードコミュニケーシ ョンズ株式会社からの意見)の 5. 現在運用中の地域活性化枠の制度を継続する こと。 に賛同します。 (株式会社シナプス) ○ 左記のイーブロードコミュニケーションズ株式会社 の意見に関し、 3. 10Gbps網終端装置のISP費用負担は既存の 網終端装置と同様(IF負担)とすること。 5. 現在運用中の地域活性化枠の制度を継続す ること。

	に賛同します。現在 1Gbps 網終端装置を用いて 地域でサービスを提供している通信事業者が、10G bps 網終端装置についても 1Gbps 網終端装置と 同様の条件で利用できるようにしていただきたく、 要望いたします。 (株式会社ネットフォレスト)		
意見8 ■ 10Gbit/sインタフェースに対応する一般収容ルータ優先パケット識別機能について、実績が少ない場合は料金水準が急騰することが予想されるため、何らかの対応が必要。また、料金水準が急激に変動する場合には、激変緩和措置として調整することが必要。	再意見8 ■ 一般収容ルータ優先パケット識別機能における 実績精算、乖離額調整は必要。料金が大幅に変動す る場合には、繰り延べ等による激変緩和といった 対応について検討を行う。	考え方8	
○ 一般収容ルータ優先パケット識別機能については、現時点での需要が不明なため、NTT東西殿は1Gbit/sにおける同機能の料金を準用しており、実績が確定し次第、実績精算を実施するとありますが、実績が少ない場合は料金水準が急騰することが予想されるため、何等かの対応が必要と考えます。また、当該接続料については乖離額調整により補正を行う予定とのことですが、料金水準が急激に変動する場合には、激変緩和措置として調整額を分割し原価への算入時期を調整することが必要	○ 実際に要した費用を応分にご負担いただく観点から、一般収容ルータ優先パケット識別機能における実績精算、乖離額調整については必要なものであると考えます。 実績精算、乖離額調整の実施にあたり、需要差分等に起因し、料金が大幅に変動することによって接続事業者様への過度な負担が生じる場合には、繰り延べ等による激変緩和といった対応について検討を行う考えです。 (NTT東日本・西日本)	○ 接続料が大幅に変動する場合には、NTT東日本・西日本において繰り延べ等による激変緩和措置について検討を行うことが適当と考えます。	無

と考えます。 (ソフトバンク株式会社)			
意見9 ■ 現在FTTHに占める光サービス卸の割合が60%を超えている。卸に対応した接続が存在しないことから早急に接続化の議論が必要。	再意見9 ■ 「光サービス卸の接続化」については、過去に検討された光ファイバの分岐単位接続料と同様の要望であるならば、その要望を実現することは技術的・経済的に困難。 ■ 賛同意見	考え方9	
○ 現在FTTHに占める光サービス卸の割合が60%を	○「光サービス卸の接続化」については、詳細は分	○ 光サービス卸の接続によ	無
超えています。卸に対応した接続が存在しないこと	かりかねますが、仮に、過去に検討された光ファイ	る代替性を高めるために取	
から早急に接続化の議論が必要です。	バの分岐単位接続料※と同様の要望であるならば、	り得る措置については、関	
(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)	少なくとも、	係事業者・団体において具	
	① 接続事業者様の設備を経由しない網内折り	体的な協議を進めるととも	
	返し通信は、技術的にもISP事業者様と当社	に、総務省においてはその	
	との間で電気的な接続が生じないだけでなく、	状況を注視し、必要に応じ	
	ISP事業者様がエンドユーザに対して役務を	てフォローしていくことが適	
	提供していないことから、これを接続と扱うこと	当と考えます。	
	はできないところ、当社光サービスにおいて網		
	内折り返し通信のみを遮断・規制することは困		
	難であること		
	② 当社光サービスでは、複数のISP事業者様		
	を切り替えて利用することやISP事業者様と接		
	続せずにNGN内に閉じたサービスを利用す		

ることが可能となっており、特定のISP事業者 様向けに接続先を限定できないこと

から、その要望を実現することは技術的・経済的に 困難であると考えます。

※ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに 係る接続ルールの在り方について」(平成20 年3月27日)における「Bフレッツに係る機能を 接続料化する案」。

いずれにしましても、当社としては、今後、接続 事業者様から具体的な要望をいただければ、協議 を行い、要望内容を確認しつつ実現可能性につい て検討する考えです。

(NTT東日本·西日本)

○ 日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛 同します.

卸契約は接続のような規制が存在しないため、 圧倒的な力を持つNTT東西とISP事業者は、とても 対等な立場で交渉に臨むことができません. 現在 の光コラボと同等のサービスを、接続でも利用者に 提供できるようにしていただきたいです.

(EditNet株式会社)

意見10 ■ IGS接続のトラヒック予測の見直しに関して、将来予測を厳密に行うことは難しいが、調整額がないことから、需要予測は慎重に行う必要がある。適切な需要予測により実績との乖離幅が大きく増減しないよう注視し、必要に応じて予測方法の見直し等も視野に入れ、より精度の高い需要予測が実施されることを希望。	再意見10 ■ 予測と実績の差分が最小となるよう、複数の予測方法を検討し、新たな予測方法へと変更した。今後も引き続き、IGS接続機能に係るトラヒックの予測と実績の差分の推移状況を注視し、精度の高い予測方法について検討する。 ● 需要が減少傾向を示すマイグレーションの状況下においても直近のトラヒック傾向による予測が適切なものとならない可能性があるため、需要の予実の乖離の検証を行いつつ適時適切な予測方法の見直しが必要。	考え方10	
○ IGS接続のトラヒック予測方法について、従来の予	○ 当社は、本認可申請におけるIGS接続機能に係	○ 総務省において、IGS接	無
測方法(固定+IP電話の10年平均比率)から新予	るトラヒック予測にあたり、予測と実績の差分が最小	続機能に係るトラヒックの予	
測方法(固定+IP電話の直近1年比率)へと変更さ	となるよう、複数の予測方法を検討し、2018年度実	測と実績の推移状況を注	
れています。平成30年度を対象にした検証では予	績との比較検証を行ったうえで、従来の予測方法	視するとともに、NTT東日	
実の差異は改善される見込みとのことですが、直近	(固定+IP電話の10年平均比率)から新たな予測	本・西日本においては、必	
1年の値を予測に用いる場合は安定性が十分では	方法(固定+IP電話の直近1年比率)へと変更しま	要に応じ予測方法の見直し	
なく、当該年度に特異なトラヒック増減を生じさせる	した。	を検討することが適当と考	
事象が発生した場合、予実が大幅に乖離する可能	総務省より、「情報通信行政・郵政行政審議会	えます。	
性も考えられます。	電気通信事業部会(第102回)」における、「東日本		
このため、トラヒック予測方法についてはより差異	電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社		
の少ない安定的な予測方法を採用すべきであり、	の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の		
引き続き毎年予実の差異を検証しつつ、適切な予	変更の認可申請に関する説明(令和2年度の接続		
測方法を模索すべきと考えます。	料の改定等)」にて、「NGN接続料は接続料規則		
(ソフトバンク株式会社)	の規定により(3条許可を受けない限り)調整額が0		
	であるため、予測と実績の間の乖離については、そ		

○ ひかり電話トラヒック予測は、令和元年度接続料 認可答申を受け、直近の変動のみを考慮した予測 方法へ見直しされています。将来予測を厳密に行 うことは難しいですが、調整額がなしである将来原 価方式においては、実収入が実費用を上回る傾向 が続いていることを意味していることから、需要予測 は慎重に行う必要があると考えます。2021年度以 降もトラヒックの減少傾向は変わらないと想定されま すが、その変動率は年々小さくなっているため、適 切な需要予測により実績との乖離幅が大きく増減し ないよう注視し、必要に応じて予測方法の見直し等 も視野に入れ、より精度の高い需要予測が実施さ れることを希望します。

(KDDI株式会社)

れにより実収入が実費用を上回る効果となる場合も下回る効果となる場合も、調整されることがなく、そのため予測実績間の関係の推移状況を注視することが重要」と示されているとおり、当社としては、今後も引き続き、IGS接続機能に係るトラヒックの予測と実績の差分の推移状況を注視し、精度の高い予測方法について検討していく考えです。

(NTT東日本·西日本)

○ 変更後のIGSトラヒックの予測方法について、NTT 東西の検証によれば、平成30年度を対象にした検 証において、予実の差異は改善される見込みとの ことですが、左記の意見のとおり、トラヒック予測方 法についてはより差異の少ない安定的な予測方法 を採用すべきであり、適切な需要予測により実績と の乖離幅が大きく増減しないよう注視し、必要に応 じて予測方法の見直し等も視野に入れ、より精度の 高い需要予測が実施されることを希望します。

(KDDI株式会社)

○ KDDI殿ご意見の通り、需要が減少傾向を示すマイグレーションの状況下においても変動率は一定でなく、直近のトラヒック傾向による予測が適切なものとならない可能性があるため、需要の予実の乖

	離の検証を行いつつ適時適切な予測方法の見直 しが必要と考えます。 (ソフトバンク株式会社)		
意見11 ▲ NGNに係る接続料改定等のうちPPPoE接続について、令和2年度・令和元年度ともに値上げとなっている。一般的に電子機器は同じ性能であれば技術革新により装置価格は安くなり、複数年で減価償却するにしても同額か安くなっていくはず。抜本的対策が必要ではないか。	再意見11 ■ 網終端装置に係る網使用料は、需要の減少を見込んだため、値上げとなった。なお、網終端装置に係る網使用料は、当社フレッツサービスの原価の一部として含まれるものであり、ISP事業者が設定する利用者料金(プロバイダ料)に含まれるものではないと考える。	考え方11	
○ 接続料は最終的にプロバイダの利用者(個人・一	○ 網終端装置に係る網使用料は、装置の集約によ	○ 網終端装置に係る網使用	無
般企業)がプロバイダ料として負担しているので、こ	る需要(装置台数)の減少を見込んだため、値上げ	料については、装置の集約	
の観点から意見させて頂きます	となったものです。	等による需要の減少を見込	
次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料改定等	なお、網終端装置に係る網使用料は、当社フレ	んだため、1装置あたりの接	
のうちPPPoE接続について、今回は東日本が+8.	ッツサービスの原価の一部として含まれるものであ	続料が上昇したものです。	
2%、西日本が+15.2%の値上げです	り、ISP事業者様が設定する利用者料金(プロバイ	○ いただいた御意見は、今	
昨年(令和元年)に於いても東日本+30.4%、西日	ダ料)に含まれるものではないと考えます。	後の情報通信政策の参考	
本+19.3の値上げになったばかりです。	(NTT東日本)	とすることが適当と考えま	
一般的に電子機器は同じ性能であれば技術革		す。	
新により装置価格は安くなりますし、複数年で減価	○ 網終端装置に係る網使用料は、フレッツ・光プレミ		
償却するにしても同額か安くなっていくはずです。	アムのサービス終了に伴う装置の撤去による需要		
どういう計算をしたらコストアップになるのでしょう	(装置台数)の減少を見込んだため、値上げとなっ		
か?NTT東西にはコスト増の原因を説明する責任	たものです。		

があると思いますし、コスト増を押さえる対策を考えてもらわないといけません。 例えば設備の老朽化で故障頻度が増して装置交換や保守要員の人件費が増していると仮定するなら、来年はもっと酷くなって再値上げになるでしょう。対策として、計画的な設備更新をするとか、PPPのE接続サービスを打ち切ってIPoEに移行させるとか、何か抜本的対策が必要なのではないでしょうか? 本来は値段に見合ったサービス=性能を求めて良い筈ですが、値段だけ上がっていくのは理解に苦しむので、宜しくおねがいします。 (個人C)	なお、網終端装置に係る網使用料は、当社フレッツサービスの原価の一部として含まれるものであり、ISP事業者様が設定する利用者料金(プロバイダ料)に含まれるものではないと考えます。 (NTT西日本)		
意見12 ▲ 先進的なFTTH技術が日本のみならず世界でも活用され、長期利用者が安価に利用できる社会になるため、接続料のみならず通信料金の低減や、スイッチングコストの低減、FTTH技術が世界に利用されるような政策を期待。		考え方12	
○ 今回、NTT殿の申請に対する意見募集のため場 違いな部分があるかもしれませんが気になった点 についてコメントさせていただきます。今回もしくは 将来活用ができる部分があれば、ご活用のほど宜		○ 市場競争の下において は、電気通信事業者による 工夫と競争によって各種サ ービスが提供され、利用者	無

しくお願い致します。(賛成の方向での意見と理解 いただければと思います)

●はじめに(認識)

接続料検討の分析において、光ファイバーの長寿命性が示され、国内光部品メーカーや通信事業者が、先進的なFTTHを早期から取り組むことで、通信事業者が十分な利益を生む(別添3、P2、フレッツ光、ひかり電話の収益性)状況になっているかと思います。

NTTの技術力、サポート力、営業力が圧倒的であり、過半はNTTが担っており、また、光部品メーカー、伝送装置メーカーの協力もあり、2001年のサービス開始以来結果として、他国に先駆けて高効率なFTTHを高収益で実現したとも言えます。

一方、CATV、KDDIなどの他の通信事業者が努力をするものの、その壁が大きく、(通信料金の高止まり防止という意味で)国民への影響を避けるため、このような接続約款の許認可を通じて実施していると認識しております。

●接続料と通信料金の推移

しかしながら、総務省殿の資料に見られるように、接続料は5000円@2001から2000円@2019と下がっているが、加入者が支払う通信料金は6500円@2001から5000円@2018と変化が少ない状況となっ

が提供条件を十分に理解 した上で、自らのニーズに 応じてサービスを適切かつ 自由に選択し、低廉な価格 で利用できることが望まし く、その際、電気通信事業 者によるサービスや提供条 件の工夫と競争は、利用者 の利益を阻害するものとな らないための最低限の基本 的なルールを守りつつ行わ れることが必要であると考え ます。

○ いただいた御意見は、今 後の情報通信政策の参考 とすることが適当と考えま す。 ています。

https://www.soumu.go.jp/main_content/00055342 0.pdf

●FTTHの課題

総務省殿調査にあるように国民センターへの苦情としてFTTHが一番にあげられており、

https://www.soumu.go.jp/main_content/00056136 4.pdf

また(古い資料ですが)FTTHにロックイン効果が あることが示されています。

https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/pdf/jss600304_0 33050.pdf

苦情の要因としては、FTTHは住み替え時を除くと、スイッチングコスト差異内なら、切り替えをするようなものではなく、通信事業者にとっては高収益であり、多額のキャッシュバックをしてもユーザー獲得する便益があるため強引な勧誘が見られるのではと思われます。

●接続料算定部

別紙1、P.7に示される接続料算定区間は、光コンセントからFTMまでの長寿命と推定される物理層部分といえる。接続料の変化に比べ、通信料金の変化が少ないということは、国民の支払いは通信事業者の収益が拡大に寄与し、一方、物理層の光伝

送部分の収益が抑えられているとも言える状況に見えます。

●望ましい姿

先進的なFTTH技術が日本のみならず世界でも活用され、長期利用者が安価に利用できる社会になる事ではないかと思われ、この方向として、接続料のみならず通信料金の低減や、スイッチングコストの低減、FTTH技術が世界に利用されるような政策を期待するところであります。

既に他で検討されている、もしくは本接続料の枠外の内容が含まれている部分、場違いなコメントもあるかもしれませんが、光伝送路は、住宅寿命に近いレベルと期待され、電力、ガス、水道、とともに重要なインフラを担っています中、将来のご検討の一助になれば幸いです。

(個人D)

3 実績原価方式に基づく令和2年度の接続料改定等

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見13 ● 電気料がコロケーション費用に与える影響は極	再意見13 ■ コロケーション費用の速報値として、特定エリ	考え方13	

めて大きい一方で、現状の早期開示では一部の電力会社エリアの傾向しか掴めず、予見性確保という観点ではまだ情報が不足しているため、電力会社エリアごとに、現行のスケジュール通り、電気料やコロケーション費用のビル別単価の早期開示を行うべき。

アにおけるビル毎の設備保管料及び設備使用料について、例年1月に開示している。また、追加の取組として、電気料の試算値等の開示を実施することで、更なる予見性確保に努めてきた。例年1月のコロケーション費用の開示においては、算定には多大な時間を要することから、需要の高い主要エリアに限定。なお、電気料の試算値については、試算対象エリアの拡大等を検討。

- 平成30年度接続料に係る情報通信行政・郵政行 政審議会答申書(平成30年5月25日)において、東 日本電信電話株式会社殿(以下「NTT東日本殿」と いいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下 「NTT西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT東 西殿」といいます。)に対し、コロケーション費用の予 見性向上のための取組について、更に改善の余地 が無いか検討すべきとされ、これに基づき要請が行 われました。これを受けて、NTT東西殿より令和2年 度のコロケーション費用に係る予見性確保の取組と して、電気料(10月下旬)やコロケーション費用のビ ル別単価(12月下旬(主要エリアの数ビル)と1月下 旬(主要エリアの全ビル))等の開示が行われていま す。しかしながら、これらの早期開示される情報に ついては、NTT東日本殿においては東京・神奈川 エリア、NTT西日本殿においては大阪・愛知エリア のみの開示に限定されています。
- これまで、接続事業者様の予見性確保の観点から、2003年度より、コロケーション費用の速報値として、東京・神奈川エリアにおけるビル毎の設備保管料(スペース料・電気料)、および、設備使用料(電力設備・空調設備等)を、例年1月に開示しているところです。

また、接続事業者様のご要望にお応えする追加の取組みとして、2018年度より10月に電気料の試算値開示、更に2019年度より10月に設備使用料の算定に用いる設備管理運営費比率の開示、12月にコロケーション実績の多いビルの設備保管料(スペース料・電気料)、および、設備使用料(電力設備・空調設備等)の開示を実施することで、更なる予見性確保に努めてきたところです。

<現行の開示内容と年間スケジュール>

実施時期 開示内容 対象エリア

- コロケーション費用の予見性向上については、更に改善の余地がないか検討を進めるよう、総務省からNTT東日本・西日本に対して要請*がなされ、当該要請を踏まえて同社において左記のとおり追加の取組が行われたものと承知しています。
- また、NTT東日本・西日本において、試算する電気料の試算対象エリアの拡大等を検討する考えが示されたところであり、総務省においては当該取組を注視していくことが適当と考えます。

電気料がコロケーション費用に与える影響は極めて大きい(費用全体の半分程度を占める)一方で、現状の早期開示では一部の電力会社エリアの傾向しか掴めず、予見性確保という観点ではまだ情報が不足しているため、NTT東西殿は電力会社エリアごとに、現行のスケジュール通り、電気料やコロケーション費用のビル別単価の早期開示を行うべきと考えます。

(ソフトバンク株式会社)

10 月	電気料の試算値	東京・神奈川 (東京電カエリ ア)
	設備使用料の算定に用いる 設備管理運営費比率	-
12 月	ビル毎の設備保管料(スペー ス料・電気料)および設備使 用料(電力設備・空調設備等)	東京・神奈川 (コロケーション 実績の多い 4 ビ ル)
1月	ビル毎の設備保管料 (スペース料・電気料) および設備使 用料(電力設備・空調設備等)	東京・神奈川 (約 300 ビル)
3 月	ビル毎の設備保管料(スペー ス料・電気料)および設備使 用料(電力設備・空調設備等)	全県等域 (約 2, 100 ビ ル)

※平成30年5月25日付け総 基料第109号

例年1月のコロケーション費用の開示においては、東日本エリアの対象約2,100ビル毎の算定には多大な時間を要することから、接続事業者様の予見性に資するよう需要の高い主要エリアに限定し、算定しています。また、12月の先行的な開示については、1月の開示対象エリアのうち接続事業者様のコロケーション実績の多いビルの優先順位を上げて算定することにより実現しているため、現行スケジュールを踏まえると、これ以上の対象ビル拡大は困難です。

なお、2018年10月より開示している電気料の試 算値については、当社においても、各電力会社様 よりホームページ上にて公表されている数値(基本 料金・従量料金・燃料費調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金)を参照し、対前年の増減率を算出のうえ、前年度の電気料に乗じることにより試算しています。今般、これまでの取組みに加え、現行スケジュール下での更なる拡充をご要望いただいたことを踏まえ、上述の方法により試算する電気料の試算対象エリアの拡大等を検討する考えです。

(NTT東日本)

○ これまで、接続事業者様の予見性確保の観点から、2003年度より、コロケーション費用の速報値として、大阪・愛知エリアにおけるビル毎の設備保管料(スペース料・電気料)、および、設備使用料(電力設備・空調設備等)を、例年1月に開示しているところです。

また、接続事業者様のご要望にお応えする追加の取組みとして、2018年度より10月に電気料の試算値開示、更に2019年度より10月に設備使用料の算定に用いる設備管理運営費比率の開示、12月にコロケーション実績の多いビルの設備保管料(スペース料・電気料)、および、設備使用料(電力設備・空調設備等)の開示を実施することで、更なる予見性確保に努めてきたところです。

<現行の開示内容と年間スケジュール>

実施時期	開示内容	対象エリア
10 月	電気料の試算値	大阪・愛知 (関西電力・中 部電力エリア)
	設備使用料の算定に用いる 設備管理運営費比率	-
12 月	ビル毎の設備保管料(スペー ス料・電気料)および設備使 用料 (電力設備・空調設備等)	大阪・愛知 (コロケーション 実績の多い 4 ビ ル)
1月	ビル毎の設備保管料(スペー ス料・電気料)および設備使 用料(電力設備・空調設備等)	大阪・愛知 (約 300 ビル)
3 月	ビル毎の設備保管料(スペー ス料・電気料)および設備使 用料(電力設備・空調設備等)	全県等域 (約 2, 700 ビ ル)

例年1月のコロケーション費用の開示においては、西日本エリアの対象約2,700ビル毎の算定には多大な時間を要することから、接続事業者様の予見性に資するよう需要の高い主要エリアに限定し、算定しています。また、12月の先行的な開示については、1月の開示対象エリアのうち接続事業者様のコロケーション実績の多いビルの優先順位を上げて算定することにより実現しているため、現行スケジュールを踏まえると、これ以上の対象ビル拡大は困難です。

	I		
	なお、2018年10月より開示している電気料の試		
	算値については、当社においても、各電力会社様		
	よりホームページ上にて公表されている数値(基本		
	料金・従量料金・燃料費調整単価・再生可能エネ		
	ルギー発電促進賦課金)を参照し、対前年の増減		
	率を算出のうえ、前年度の電気料に乗じることによ		
	り試算しています。今般、これまでの取組みに加		
	 え、現行スケジュール下での更なる拡充をご要望		
	いただいたことを踏まえ、上述の方法により試算す		
	る電気料の試算対象エリアの拡大等を検討する考		
	えです。		
	(NTT西日本)		
	(NII 日 子)		
意見14	再意見14	考え方14	
意見14 ● 中継ダークファイバの需要は減少傾向にあると		考え方14	
	再意見14	考え方14	
● 中継ダークファイバの需要は減少傾向にあると	再意見14 ■ 接続事業者様の予見性を高める観点から、開示	考え方14	
● 中継ダークファイバの需要は減少傾向にあるところ、ネットワークの基幹を担う設備であり、接続	再意見14 ■ 接続事業者様の予見性を高める観点から、開示 可能な内容について、今後も可能な限り開示して	考え方14	
● 中継ダークファイバの需要は減少傾向にあるところ、ネットワークの基幹を担う設備であり、接続料の変動による影響が甚大であることに鑑みれば、	再意見14 ■ 接続事業者様の予見性を高める観点から、開示 可能な内容について、今後も可能な限り開示して いく。ただし、中長期的な需要の見通しについて	考え方14	
● 中継ダークファイバの需要は減少傾向にあるところ、ネットワークの基幹を担う設備であり、接続料の変動による影響が甚大であることに鑑みれば、	再意見14 ■ 接続事業者様の予見性を高める観点から、開示可能な内容について、今後も可能な限り開示していく。ただし、中長期的な需要の見通しについては、様々な要素の影響を受けるため、予測は困難。 ● 賛同意見 ■ 中継ダークファイバの中長期的な需要の見込値	考え方14	
● 中継ダークファイバの需要は減少傾向にあるところ、ネットワークの基幹を担う設備であり、接続料の変動による影響が甚大であることに鑑みれば、	再意見14 ■ 接続事業者様の予見性を高める観点から、開示可能な内容について、今後も可能な限り開示していく。ただし、中長期的な需要の見通しについては、様々な要素の影響を受けるため、予測は困難。 ● 賛同意見 ● 中継ダークファイバの中長期的な需要の見込値については、あくまでも開示時点での予測であり、	考え方14	
● 中継ダークファイバの需要は減少傾向にあるところ、ネットワークの基幹を担う設備であり、接続料の変動による影響が甚大であることに鑑みれば、	再意見14 ■ 接続事業者様の予見性を高める観点から、開示可能な内容について、今後も可能な限り開示していく。ただし、中長期的な需要の見通しについては、様々な要素の影響を受けるため、予測は困難。 ● 賛同意見 ● 中継ダークファイバの中長期的な需要の見込値については、あくまでも開示時点での予測であり、必ずしも見込み通りに需要が変動しないことも考	考え方14	
● 中継ダークファイバの需要は減少傾向にあるところ、ネットワークの基幹を担う設備であり、接続料の変動による影響が甚大であることに鑑みれば、	再意見14 ■ 接続事業者様の予見性を高める観点から、開示可能な内容について、今後も可能な限り開示していく。ただし、中長期的な需要の見通しについては、様々な要素の影響を受けるため、予測は困難。 ● 賛同意見 ● 中継ダークファイバの中長期的な需要の見込値については、あくまでも開示時点での予測であり、必ずしも見込み通りに需要が変動しないことも考えられる。しかし、ある程度予実の差異があったと	考え方14	
● 中継ダークファイバの需要は減少傾向にあるところ、ネットワークの基幹を担う設備であり、接続料の変動による影響が甚大であることに鑑みれば、	再意見14 ■ 接続事業者様の予見性を高める観点から、開示可能な内容について、今後も可能な限り開示していく。ただし、中長期的な需要の見通しについては、様々な要素の影響を受けるため、予測は困難。 ● 賛同意見 ● 中継ダークファイバの中長期的な需要の見込値については、あくまでも開示時点での予測であり、必ずしも見込み通りに需要が変動しないことも考えられる。しかし、ある程度予実の差異があったとしても、接続料の変動による接続事業者の事業への	考え方14	
● 中継ダークファイバの需要は減少傾向にあるところ、ネットワークの基幹を担う設備であり、接続料の変動による影響が甚大であることに鑑みれば、	再意見14 ■ 接続事業者様の予見性を高める観点から、開示可能な内容について、今後も可能な限り開示していく。ただし、中長期的な需要の見通しについては、様々な要素の影響を受けるため、予測は困難。 ● 賛同意見 ● 中継ダークファイバの中長期的な需要の見込値については、あくまでも開示時点での予測であり、必ずしも見込み通りに需要が変動しないことも考えられる。しかし、ある程度予実の差異があったとしても、接続料の変動による接続事業者の事業への影響が甚大であることに鑑みれば、中長期的な需要	考え方14	
● 中継ダークファイバの需要は減少傾向にあるところ、ネットワークの基幹を担う設備であり、接続料の変動による影響が甚大であることに鑑みれば、	再意見14 ■ 接続事業者様の予見性を高める観点から、開示可能な内容について、今後も可能な限り開示していく。ただし、中長期的な需要の見通しについては、様々な要素の影響を受けるため、予測は困難。 ● 賛同意見 ● 中継ダークファイバの中長期的な需要の見込値については、あくまでも開示時点での予測であり、必ずしも見込み通りに需要が変動しないことも考えられる。しかし、ある程度予実の差異があったとしても、接続料の変動による接続事業者の事業への	考え方14 ○ 通信路設定伝送機能等	無

傾向ですが、本件については、令和2年度接続料改定に係るNTT東西殿主催の説明会において、中継ダークファイバの需要減少の要因について、PST Nマイグレーション等に伴う加入者交換機のスリム化を行っている影響である旨の説明がありました。

令和2年度の接続料に関しては、設備コストの低 廉化の影響もあり、前年度に比してやや低廉化しま したが、需要の減少が続いた場合、今後接続料金 が大きく上昇する懸念も存在します。

中継ダークファイバは接続事業者がNTT東西殿の収容局内に設置している伝送網を繋ぐネットワークの基幹を担う設備であり、接続料金の変動による接続事業者の事業への影響が甚大であることに鑑みれば、NTT東西殿は、中継ダークファイバの需要変動に大きく影響するPSTNマイグレーション等に伴う加入者交換機のスリム化といった計画については、中長期的な需要の見込値を開示すべきと考えます。

(ソフトバンク株式会社)

ら、これまで行ってきている中継ダークファイバや専用線における原価・需要等の10月末(再計算報告時)の事前開示や、特設公衆電話における設置台数開示のように、開示可能な内容について、今後も可能な限り開示していく考えです。

ただし、中長期的な需要の見通しについては、 今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動 向、接続事業者様の事業展開等、様々な要素の影響を受けるため、当社においても予測は困難であ り、不確実な予測に基づく需要の開示は接続事業 者様の予見性の確保につながらず、かえって混乱 を招くおそれがあると考えます。

(NTT東日本·西日本)

○ 中継ダークファイバの需要変動に大きく影響する 計画については、中長期的な需要の見込値を開示 すべき、との左記の意見に賛同致します。

例えばPSTNマイグレーション等に伴う加入者交 換機間のスリム化による芯線の集約及び老朽化し たケーブルの撤去等、今後、中継ダークファイバの 接続料原価に影響を及ぼす可能性のある施策を 実施するのであれば、接続料原価の予測に資する 情報として、「専用ノード装置等の更改に係る見通 し」と同様の情報を継続的に開示いただき、更に、

のレガシー系設備に係る接 続料に関する情報の事前 開示については、毎年10 月末に翌年度適用接続料 の見込みが開示されている ほか、中長期的な接続料原 価の推移予測に資する情 報として、平成28年の本審 議会の答申※1を踏まえて総 務省からNTT東西に対し て行われた要請※2を受け、 NTT東西から、平成28年 10月31日に、専用線ノード 装置等に係る平成25年度 から平成28年度までの設 備更改の実施スケジュール 及び平成24年度から平成 27年度までの専用線に係 る接続料原価の実績推移 が開示されたところと承知し ています。

○ また、通常予想される傾向と全く異なる金額の変動が生じる可能性がある場合には、接続事業者に対し、例えば申請接続料に係る事業者向け説明会^{※3}の機会を捉えて予想される将来変動に関する補足説明を

接続料原価に大幅な変動が生じる可能性がある場合には、可能な限り、事前に詳細な情報を接続事業者に開示いただくことを要望いたします。

(KDDI株式会社)

○ 中継ダークファイバの中長期的な需要の見込値については、あくまでも開示時点での予測であり、必ずしも見込み通りに需要が変動しないことも考えられます。しかし、ある程度予実の差異があったとしても、当社の前回意見にもあるとおり、接続料金の変動による接続事業者の事業への影響が甚大であることに鑑みれば、例えばPSTNマイグレーションのように、予め計画がされておりかつ大規模な需要の増減が見込まれる案件については、その影響を加味した中長期的な需要見込値について開示いただきたいと考えます。

(ソフトバンク株式会社)

- 行うなどの方法により、できる限り早期の情報開示が行われることが望ましいことから、総務省からNTT東西に対してその旨の要請^{*4}がなれたものと承知しています。
- NTT東日本・西日本においては、PSTNマイグレーション等に伴う影響を踏まえた中継ダークファイバの東に係る今後の見通しにのいて、これまでの要請のであまえ、接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合などには、10月末(再計算報告時)の事前開示を待たず情報提供を行うなどできる限り早期の情報開示を行うことが適当であると考えます。
- ※1 平成28年3月31日付け 情郵審第19号
- ※2 平成28年3月31日付け 総基料第52号「通信路 設定伝送機能等のレガ シー系設備に係る接続 料に関する情報の事前 開示については、現在の

		開示情報に加えて、中長期的な持續を指導する情報と係る情報と係る計画を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を	
意見15 ● ドライカッパ回線の需要は引き続き減少していくことが見込まれることから、継続的に減損処理を	再意見15 ■ 今後のメタルケーブルの減損処理については、 利用状況等を踏まえつつ、必要に応じて対応を進	考え方15	
実施すべき。 ○ 令和2年度接続料改定に係るNTT東西殿主催の	めていく。 ○ 今後のメタルケーブルの減損処理については、メ	○ NTT東日本・西日本にお	無

説明会において、ドライカッパについては今後利用 見込みがない回線の減損処理を平成29年度に引 続き、平成30年度も実施した旨、並びに減損処理 については平成29年度に大部分の処理が終わっ ており、平成30年度にはその残りの部分について 減損処理を行ったため、引続きの減損処理は難し い旨の説明がありました。しかしながら、ドライカッパ 回線の需要は引き続き減少していくことが見込まれ ることから、利用見込みが無くなった資産について は引き続き毎年度検討の上、継続的に減損処理を 実施すべきと考えます。

タルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、当社として必要に応じて対応を進めていく考えです。
(NTT東日本・西日本)

いて、メタル回線コストの更 なる適正化の観点から引き 続き適切に対応することが 重要と考えます。

(ソフトバンク株式会社)

4 その他

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見16 ■ 県間伝送路はボトルネック設備としての第一種 指定電気通信設備と同様の規律が必要。網使用料の 算定にあたっては、同じ県間伝送路の市場調達の実 績を接続事業者から募集するなどして、料金設定を 行うべき。 ■ 例えばIPOE方式でのサービスを提供する場合や、	再意見16 ■ 接続事業者は、当社を含めた県間通信サービスを提供するキャリアの伝送路を自由に選択可能な状況にあり、当社のNGN県間伝送路に不可避性はなく、新たな規律は不要。 ● 賛同意見(2者) ■ QoS及びベストエフォートについて、トラヒック	考え方16	

ひかり電話、およびQoSパケット接続などは県間区間伝送機能を不可避的に利用することになるため、利用の不可避性をもって規律が必要。第一種指定電気通信設備とすることを要望。

■ IPoE方式や電話サービスに加え、一定以下のトラヒック規模のPPPoE方式の県間区間伝送機能についても第一種指定電気通信設備に準ずる規律により接続料が設定されるべき。県間区間伝送機能では、主要な県間回線の部分で複数のISP事業者のトラヒ

ックを混載しているため、ユーザ数のように利用の

度合いで分担すべき。

の少ない地域エリアや中小規模事業者にとっては、 経済的な複製可能性があるとは言えない状況。また、IP音声については、QoS、ベストエフォートと 同じ県間設備を利用しており、これらの接続料算定 方法で整合性を図る必要があることから、早急に研 究会での結論を得て制度対応を行うべき。

○ 県間伝送路はボトルネック設備であるNGNと一体的に構築されています。その利用には光ファイバや県内網と同様の不可避性が存在することから、県間伝送路はボトルネック設備としての第一種指定電気通信設備と同様の規律が必要です。網使用料の算定にあたっては、同じ県間伝送路の市場調達の実績を接続事業者等から募集するなどして、料金設定を推進すべきです。NTT東西殿は「現在の県間伝送路は(代替性がある)市場から調達しており料金は適切」と主張していますが、もし現在の料金が最も効率的であるなら、仮に上記の算定方法を導入したとしても料金は変わるものではないため、NTT東西殿が反対する理由はないと考えます。

(特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構)

○「NGN県間伝送路」については、「接続料の算定等に関する研究会」で議論されていることから、参考意見として申し上げます。

IPoE方式(QoSパケット接続含む)については、2009年5月に当社がIPv6インターネットを提供する機能、および、網改造料に係る接続約款の認可申請を行った際、「IPv6インターネット接続機能の提供開始時点では、お客様の数もそれほど多くない中、多大な費用をかけて全国に数多くのPOIを設置した場合、低廉なサービス提供によるお客様利便の確保に支障が生じかねないことから、まずは、最も効率的でコストが安価な東西それぞれ1ヶ所での接続形態とし、今後、接続事業者様からお客様の数の増加に応じて、相互接続点の箇所を増

○ NGNの県間通信用設備に設定される接続料については、NGN県内設備という不可欠設備を他事業者が利用する場合において不可避性が生じるか否かという観点を踏まえ、総務省において必要な制度対応について検討することが適当であると考えます。

- 例えばIPoE方式でのサービスを提供する場合 や、ひかり電話、およびQoSパケット接続などは県 間区間伝送機能を不可避的に利用することになる ため、利用の不可避性をもって規律が必要です。
- (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)
- IPoE方式を用いて接続する場合、NGNの県間伝送路を不可避的に利用することになるため、これを第一種指定電気通信設備とすることを要望します。 (イーブロードコミュニケーションズ株式会社)
- NGNの網使用料などの申請に関連して、IPoE方式や電話サービスに加え、一定以下のトラヒック規模のPPPoE方式であっても県間区間伝送機能を不可避的に利用することになります。そのため、県間区間伝送機能についても第一種指定電気通信設備に準ずる規律により、例えば長期増分費用モデル等を参考に接続料が設定されるべきです。

また、接続料の設定にあたっては、現在の非指定約款ではトラヒックやユーザ数に関係なくポート単位で料金が設定されているため、1Gbpsの網終端装置を10台設置する場合は支払額が1Gbpsの料

やしてほしいとの具体的なご要望が寄せられれば、 当社としても協議する」と表明したとおり、全体の効率性の観点から、まずは既存の当社NGN県間伝送路を活用することとし、既に非指定電気通信設備との接続に関する契約約款において規定済だった当社のNGN県間伝送路に係る規定を適用し、提供開始(2011年7月)したものです。

これに対し、情報通信行政・郵政行政審議会答申において「サービス開始当初において、接続事業者の費用負担を軽減する観点から、東日本エリア・西日本エリアで相互接続点の数を各1箇所とすることが問題であるとまでは言えないが、利用者数の増加等に応じて、相互接続点の数を増加することが適当となる状況も考え得ることから、NTT東西においては、関係事業者からの具体的な要望等を踏まえ、過度の経済的負担等が生じない場合は、相互接続点の増設に向けて取り組むことが適当である。」との考え方が示されています。

その後、当社は、実際にお客様やトラヒックの増加を踏まえ、これまでも接続事業者様からの要望に基づき、協議のうえで、東京都・大阪府以外の道府県においてもIPoE方式(QoSパケット接続含む)の

金(136万円)の10倍である月額1360万円となるのに対し、網終端装置の上流でNTT東西が集約装置で集約して10Gbpsのインタフェースにする場合は10Gbpsの料金(月額354万円)が適用されるため、県間区間伝送路等に与える負担は同程度なのに接続料に3倍近くの差が生じるという不合理もあります。

県間区間伝送機能では,主要な県間回線の部分で複数のISP事業者のトラヒックを混載しているため,ポートの容量はコストドライバとして適切ではなく,ユーザ数のように利用の度合いで分担するべきと考えます.

(EditNet株式会社)

POIを設置を進めてきており、今後も接続事業者様から具体的な要望があれば、当該事業者様の適切な費用負担を前提に、POIの増設をしていく考えです。

以上を踏まえれば、接続事業者様は実際にお客様やトラヒックの増加を踏まえつつ、当社を含めた県間通信サービスを提供するキャリアの伝送路を自由に選択可能な状況にあり、現に、IPoE協議会様も「当社が提供する県間伝送路を利用するか自前で調達するかについては、各IPoE接続事業者が経済合理性に基づき区々に判断している」との考え方を示されていることからも、当社のNGN県間伝送路に不可避性はなく、新たな規律は不要と考えます。

IP音声県間接続については、これまでと同様、 当事者間の協議の中で公平性・透明性を確保して いくべきであり、当社としては新たな規律は不要と 考えますが、仮に第三次報告書の考え方に示され ているように、「IP網への移行が始まるまで(ひかり 電話のIP接続が始まる令和3年初頭まで)に、制度 対応を完了させることが適当」として制度対応の検 討を行う場合には、以下の点から、IP音声県間接 続における不可避性が接続事業者間で対称・対等 であることを踏まえ、全ての事業者に対して、等しく 一律の規律が適用されるよう検討すべきと考えま す。

- IP音声県間接続は、トラヒックが縮小傾向となっていることを踏まえ、経済性の観点から全体最適となるようにネットワークを構築するため、関係事業者間でPOIを東日本:東京都、西日本:大阪府に集約設置することについて同意したものであり、また、IP音声県間接続は、原則二社間の直接接続となり、お互いが「繋ぐ機能POI」までの県間通信用設備を準備し、他方の事業者の県間通信用設備を含めたネットワークを必ず利用することとなるため、当社に着信するトラヒックを接続事業者様が必ず利用するだけでなく、接続事業者様に着信するトラヒックも当社が必ず利用することになり、お互いが対称・対等な関係での接続となること。
- 第三次報告書においても、「着信側の設備を 発信側事業者が不可避的に利用することは、 着信側がNGN又はMNOでなくとも生じる現 象であり、そのため第一種指定電気通信設

備・第二種指定電気通信設備以外の県間伝送路との接続に係る接続料・接続条件に関する考え方については、今後の検討課題になり得るものと考えられる。」と記載されていることからも、少なくとも当社のみに非対称な規制を課すことを前提とした検討は適当ではないこと。

- そもそも、着信側の不可避性については、県間のみではなく県内においても同様に存在していることも踏まえれば、当社以外の事業者様が設定するものも含め、全ての着信側接続料に共通的に接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性を確保する必要があること。

PPPoE方式の県間接続については、以下の点から、不可避性はなく、新たな規律は不要であると考えます。

- 各都道府県にPOIが存在し、当社のNGN県間伝送路を用いるか否かについて、接続事業者様が自由に選択可能であり、現に当社NGN県間伝送路を利用しない接続事業者様も存在すること。

- 第三次報告書において、「ユーザ数が多い場合やエリア限定の場合に(BE県間接続を用いず自前で県間伝送路を構築・調達した方が)メリットが出やすい」「これと異なる説得力ある意見がない限りにおいては、少なくともそうした場合については、経済的に複製可能性があり不可避性がないと考えられる」とされたこと。

また、当社NGN県間接続料の料金設定単位について、当社としては、ISP事業者様との間に設置する関門系ルータの料金設定単位が装置単位・ポート容量単位となっていることや、コストの発生態様だけでなく料金計算や事業者間精算等の運用の簡便さを踏まえると、現在のポート容量単位としていることは適当であると考えます。

今後、具体的な要望があれば、協議に応じる考えですが、料金設定単位の見直しにあたっては、 関係事業者間のコンセンサスが必須であると考えます。

(NTT東日本·西日本)

○ 地域間高速ネットワーク機構殿、イーブロードコミュニケーションズ殿、EditNet殿の意見に賛同します。

NTT東西はこれまで「県間伝送路は、多くの事業 者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビ ジネスベースで自由に調達を行っていること、現に 当社も少なからず県間伝送路を他事業者から調達 していること等を踏まえると、NGNの県間伝送路に 不可欠性がないことは明らか」として指定設備化さ れるべきでない理由を述べていますが、構成設備 に対する他からの調達可能性のみをもって指定設 備でないとするのは適切ではありません。NGNが指 定設備であるのはボトルネックと一体として設置さ れる設備であることが根拠であることから、指定設 備となるべきか否かは、そのネットワークを構成する 設備ひとつひとつの代替的調達の可能性ではな く、不可欠設備と一体的設置されているか否か(設 備利用の不可避性)で判断されるべきです。仮にN GNを構成する一部分の代替的調達可能性をもっ て指定設備の判断を行うのであれば、NGNを構成 するルータやサーバなど多くの汎用物品が指定設

備から外れることになることからも、こうした考え方が 適切ではありません。

例えばIPoE方式でのサービスを提供する場合や、ひかり電話、およびQoSパケット接続などは県間区間伝送機能を不可避的に利用することになるため、県間区間伝送機能についても第一種指定電気通信設備として規律すること、および原価や市場価格等を反映した最も効率的な料金が設定されるべきと考えます。本議論については、接続料の算定等に関する研究会の中で長時間にあたり議論されたものであり、その中でも規律を行うことの必然性、必要性が十分に認識されたものとなっています。これらの長時間にわたる議論が適切に取り扱われ、県間区間伝送路機能について適切な規律が速やかに適用されるよう要望します。

(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

○ QoS県間接続料及びベストエフォート県間接続料 については、現在、研究会において議論が行われ ていますが、第29回会合での当社発表P13~P15 に記載の通り、トラヒックの少ない地域エリアや中小

意見17 意見17接続や光サービス卸の実施にあたってNTT東	ズの意見に賛同します. (EditNet株式会社) 再意見17 ■ NDAは円滑な協議を実施するため、公にでき	考え方17	
	○ 日本インターネットプロバイダー協会,地域間高速ネットワーク機構,イーブロードコミュニケーション		
	会での結論を得て制度対応を行うべきであると考えます。 (ソフトバンク株式会社)		
	認められる各県間接続料については、早急に研究		
	方法で整合性を図る必要があります。 以上より、経済的複製可能性がなく不可避性が		
	同じ県間設備を利用しており、これらの接続料算定		
	に、制度対応を完了させることが適当」とされている ところ、QoS、ベストエフォート、IP音声はいずれも		
	(ひかり電話のIP接続が始まる令和3年初頭まで)		
	また、IP音声県間接続料については、研究会第 三次報告書において「IP網への移行が始まるまで		
	規模事業者にとっては、経済的な複製可能性があるとは言えない状況です。		

が総務省や研究会等の場に問題提起する場合であってもNTT東西の同意が必要であり、制度議論が進展しない。接続制度はオープンでノンバインディングな議論ができるよう要望。	であり、当該情報を開示する際に相手方の同意を 求めることは一般的な商慣習であると認識。他方、 一般に公表できない内容であっても、「接続料の算 定等に関する研究会」において「構成員限り」とし たうえで資料を提示するなど、前向きに対応する。 ● 賛同意見(2者)		
○ 接続や光サービス卸の実施にあたってNTT東西	○ 当社は、NDAは円滑な協議を実施するため、経	○ 第一種指定電気通信設	無
殿から締結を要求されるNDAでは、接続事業者側	営情報を含めて公にできない情報を取り交わすと	備との接続に関する情報	
が総務省殿や研究会等の場に問題提起する場合	いう点で意味のあることであり、当該情報を開示す	は、接続料・接続条件の公	
であってもNTT東西殿の同意が必要です。これで	る際に相手方の同意を求めることは一般的な商慣	平性・透明性・接続の迅速	
はNTT東西殿にとって問題ない情報のみ開示で	習であると認識していますが、当社に対し、接続事	性等を担保するという電気	
き、NTT東西殿に都合の悪い情報は議論提起すら	業者様よりNDAの対象である情報について開示	通信事業法の趣旨に鑑	
できないため、制度議論が進展しません。また、そ	の相談をいただいた場合、当社は合理的な理由が	み、できる限り広く共有され	
もそもNDAの条文や仕組みが機密である必要はあ	ない限り、一般に公表できない内容であっても、	るべきことが重要であると考	
りません。接続制度はオープンでノンバインディン	「接続料の算定等に関する研究会」において「構成	えます。	
グな議論ができるよう要望します。	員限り」としたうえで資料を提示いただくなど、前向	○ しかしながら、個別の協議	
(特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構)	きに対応する考えです。	において交換される個別の	
	なお、当社としては、今後も引き続き、当社との	事業者のみに関係する非	
	接続にあたり必要な各種情報の積極的な開示に努	公表の情報など一般公表	
	める考えです。	した場合には接続の当事	
	(NTT東日本·西日本)	者である各事業者の正当な	
		利益を害するおそれがある	
	○ 地域間高速ネットワーク機構の意見に賛同しま	と考えられる情報等も存在	
	す.	するため、一律に全ての情	
	ネットワークセキュリティの担保など、個別具体的	報の一般公表や開示が行	

な設定情報などについて守秘が求められることや、 一般論としてNDAが契約当事者の競争上の地位を 守るものであることは理解しますが、そもそも第一種 指定電気通信設備は設備を保有する事業者が圧 倒的な競争上の優位性を持っていることから指定 設備になっていることを考えれば、その指定設備の 使い方の議論において、接続事業者が十分に情 報を出して問題提起することさえできない(少なくと も萎縮する)ことは、公正競争の確保の点で大きな 問題です。

接続事業者やプロバイダー協会などが、制度上の問題点を萎縮なく問題提起できるような制度設計を要望します.

(EditNet株式会社)

○ 地域間高速ネットワーク機構殿の意見に賛同しま す。

NTT東西殿とISP事業者には圧倒的な力の差が存在し、事業法もそれを前提として接続義務や約款公表義務などを設けることで、多くの事業者による公正な競争の導入、ひいては消費者の利益を実現しようとしています。

接続協議に関するNDAは、形式的には双務的なものであるものの、第一種指定電気通信設備を

われることは適当ではなく、 それぞれの情報の取扱方 法は、まずは、その情報の 性質及びそれを取り巻く状 況に照らして、その情報の 取扱者により、適切に判断 されることが重要であると考 えます。

- 各事業者・団体の要望・ 意見等を踏まえつつ、少な くとも、多数の事業者に一 律に適用される接続料・接 続条件に関する情報であっ て政策検討のため広く共有 する必要性があると考えら れるものは、公共の安全等 に関する懸念がある場合を 除き、一般公表する方向で 対応が進められるべきであ ると考えます。
- 総務省においては、引き 続き取組について注視する とともに、一般公表すべき 情報の範囲について関係

	保有するNTT東西殿の側から求められ、実際には	事業者・団体の間で意見の	
	情報の非対称性が顕著です。政策の議論にも関わ	相違があった場合は、必要	
	る情報の開示について実質的にNTT東西が諾否	に応じてフォローすることが	
	を握ることは公正な競争と相容れないことから、ND	適当と考えます。	
	Aにより萎縮することなく議論ができるようにすべき		
	です。		
	(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)		
意見18	再意見18	考え方18	
▲ NTT東西が独占している既得権益では、古い構	▲ 「FTTH」及び「CATV」を主流に導入し、NTT東		
造を維持すると「回線混雑」を招く構造であるため、 「ISDN」を含む「DSL系」における「VDSL及びADSL」	西が独占している既得権益での「ONU」を廃止する 構造が望ましい。「有線LAN及び無線LAN」をバラン		
等は、廃止すべき。	構造が重なしい。「有縁LAN及び無縁LAN」をバラン ス良く導入すべき。		
○「FTTH(光ファイバー)」及び「CATV(ケーブルテ	○「NTT東日本」及び「NTT西日本」が独占している	○ いただいた御意見は、今	無
レビ)」等を主流に導入をするべき構造と、私し個人	 既得権益での「ISDN」を含む「DSL系(電話の回線	後の情報通信政策の参考	
は思います。要するに、「NTT東日本」及び「NTT西	及びFAXの回線)」における「VDSL及びADSL」を	とすることが適当と考えま	
日本」が独占している既得権益では、古い構造を	廃止するべき構造と、私し個人は思います。 具体的	す。	
維持すると「回線混雑(トラフィック)」を招く構造と思	には、「FTTH(光ファイバー)」及び「CATV(ケーブ		
トレスティア トロス	│ │ ルテレビ)」を主流に導入し、「NTT東日本」及び「N		
線及びFAXの回線)」における「VDSL及びADSL」	TT西日本」が独占している既得権益での「ONU(オ		
等は、廃止するべき構造と、私は思います。	プティカルネットワークユニット)」を廃止する構造が		
(個人A)	望ましい事と、私は考えます。要約すると、「有線LA		
(IIII)	N及び無線LAN をバランス良く導入するべき構造		
	と、私は考えます。		
	C、イエムイは行んまり。		

	(個人A)		
意見19 ▲ プロバイダ・回線事業者が、ユーザー人当たりの速度の増強に関する対応状況の公表を行えば、低品質なプロバイダの解約急増による業界の自浄作用が期待できる。 ▲ 光回線の顧客獲得のために、捏造情報で他社サービスを貶める情報を掲載し、自社サービスに誘導する行為が目立つ。本来は顧客に還元すべき利益を捏造記事の掲載や非常識な販売奨励金を付与していると考えられる。	再意見19 ▲ 光回線サービスに関する捏造情報が掲載された 悪質なまとめサイトによる「ステルスマーケティン グ」が乱立している。10Gbpsサービスが適正なサー ビス水準で行える様な設備投資にリソースを割く べきであり、ステルスマーケティングを行った関係 者の処分が必要。	考え方19	
○ 前回提出のソニーネットワークコミュニケーション	○ 前回提出のソニーネットワークコミュニケーション	○ いただいた御意見は、今	無
ズ株式会社のサービスを宣伝するためにKDDI株	ズ株式会社のサービスを宣伝するためにKDDI株	後の情報通信政策の参考	
式会社の光回線サービスを捏造情報で中傷につ	式会社の光回線サービスを捏造情報で中傷につ	とすることが適当と考えま	
いて追記致します。	いて再度追記致します。	す。	
本当に回線速度が高速なプロバイダ・回線事業			
者であれば収NTT容局(GC)と中継局(IC)中継ダ	概要 通信各社の悪質なステルスマーケティング		
ークファイバ速度、網終端装置、GWルータの増強	行為について。		
(10Gbps→100Gbps等)を図ったり、新光信号伝送	so-netだけでなく通信会社全部含めて類似した		
装置(10Gbit)の導入を毎月逐次公表するといった	捏造情報で中傷による悪質なまとめサイトを利用し		
行動を取る。	た「ステルスマーケティング」が行われています。		
PPPoE方式の速度が遅いと批判されたNTTコミュ	互いを中傷しあうまとめが乱立しているうえ、無線		
ニケーションズのプロバイダOCNがユーザー一人	接続より有線接続の方が安定する(これは一般的		

当たりの速度を増強したIPoE方式の対応状況を自 社ページで工事予定・実際の工事状況を毎月公表 するといった様なものを新光信号伝送装置(10Gbi t)の導入でも全プロバイダで行えば、実際の回線 品質が露呈し違法なキャッシュバックにかまけて回 線品質が最低なプロバイダが白日の下に晒され、 低品質なプロバイダの解約急増による業界の自浄 作用を期待出来る。

(個人B)

○ 近年光回線の顧客獲得の為に、捏造情報で他社サービスを貶めるまとめブログ・SNSアカウントを掲載し、自社サービスに誘導する行為が目立ちます。インフラを知るIT技術者であれば捏造情報とすぐに判明する「あからさまな虚偽情報」でセンセーショナルな見出しを掲載し、○○社の光回線は遅いが△△社は高速であるというまとめ記事で釣り、ページ最後に自社サービスの加入申し込みページリンクボタンを配置する形式のものです。

な常識であるが)ルーターを買い替える(近年は光回線内蔵ルーターが高性能化したためこれは全く意味が無い)といった役に立たない内容と嘘とTwitt er等の口コミを無断転載で信頼性に乏しい情報源で中傷といった非常に低品質なまとめサイトが乱立している。

近年問題化した、クラウドワークス・ランサーズ・ココナラなどの求人サイトで捏造まとめサイトを超低単価で量産する人間を募集し作らせ、ネット検索結果の上位に表示させるSEOを駆使して検索にヒットさせるといった非常に下らない・レベルが低い・せこいとしか言いようが無いことを国内の通信市場を寡占する大企業がやらせている。

ソフトバンク光 遅いだけで130件近くの似たサイトがヒットする、検索でヒットしたドメインが異なるのでステルスマーケティング委託企業の数、人海戦術でまとめサイト作ってはGoogleがスパムサイトとして検索結果から除外するペースを上回ってサジェスト汚染を行い続ける為使用された金額はかなりのものであると推計されます。

NTT東西・KDDI・ソフトバンク・So-netの光回線 業者、JCOMをはじめとする国内全域のCATV事業 実例ソニーネットワークコミュニケーションズ株式 会社のサービスを宣伝するためにKDDI株式会社 の光回線サービスを捏造情報で中傷。

auひかりが遅い理由を調べすぎて倒れた(まとめサイトのタイトル)

記事の要約 auひかりが遅くなる最大の理由は「シェアドアクセスエリアで自宅周辺の光回線ユーザーが多いこと」です。

ページ下部のリンク auひかりの速度が遅くて困っている人は、NURO光関連の記事にお進みください。

該当サイトを作成した光回線の代理店 NURO 光 正規代理店 株式会社アウンカンパニー

この様な非常識かつ不見識な記事は著しい営業妨害であると考えられます。

KDDIがシェアドアクセス方式を採用しているのは 事実であるが、近年の回線速度のボトルネックはN TT局舎側の光回線親機(OTL)とインターネット通 信インフラが終結する東京・大阪等の他社との接続 地点までの回線輻輳による速度低下の方が影響が 大きい。 者、NTTDoCoMo・au・ソフトバンクモバイルとそれらから回線を借りている「MVNO」を対象に不当なステルスマーケティングに関与していないかの調査(=強制捜査)が必要であると考えます。

前回でも書きましたが、こんな販促をするより、速 度低下の元凶である相互接続点と最寄りNTT局舎 への回線増工を行う、現在のサービス水準で適正 と思えるなら料金値下げを行うのがまっとうであると 言えます。

パブリックコメント内容に10Gbpsサービスへの期待を寄せるプロバイダが居ますが、ユーザーの事を本当に考えるなら10Gbpsサービスが適正なサービス水準で行える様な設備投資にリソースを割くべきでありステルスマーケティング行為今すぐ止め、広告営業関係者を処分するという行動こそが必要である。

下記に実例を記載します

NURO光を中傷しソフトバンクを宣伝

ページタイトル NURO光が遅い原因と対処法について | 利用者の評価もご紹介

また、国内全体ではKDDIよりNTT東西のフレッツ光の方が利用者数が圧倒的に多く、同一エリア内でシェアドアクセス方式で最大32ユーザーが利用し光回線の速度が低下する現象が発生しやすいが、KDDI光回線の実質シェアか(加入者数)ら光回線親機(OTL)が32ユーザー全数埋まるとは考えづらい。

KDDIは正式にソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、NURO 光 正規代理店 株式会社アウンカンパニーに何等かの制裁措置を加えるべきである。

また、これ等のまとめサイトのような行為はKDDI だけでなくソフトバンク・NTT東西フレッツサービス のプロバイダにも行われている。

本来は他社との接続地点までの回線輻輳を解消するための設備投資や顧客への還元として基本料値下げが行われるべき資金を捏造記事掲載者と代理店に非常識な販売奨励金を付与していると考えられます。

この行為は会社間の営業妨害だけでなく本来顧客に還元するべき利益を人間の屑以下の行為をす

概略 遅い場合はWiFiではなく有線で接続する、ルーターを買い替える

ページ下部のリンク ソフトバンクの正規代理店D RMの専門オペレータがお客様のご要望に合わせて、ソフトバンク光やソフトバンクAirをご案内させていただきます。

該当サイトを作成した光回線の代理店 株式会 社マーケットエンタープライズ (MarketEnterprise Co.,Ltd.)

タイトル ソフトバンク光の速度は遅いとクレーム の嵐?契約前に知っておきたい真実

概略 ソフトバンク光は夜間の速度が遅い

ページ下部のリンク 速度で悩みたくない方はN URO光がおすすめ

該当サイトを作成した光回線の代理店 株式会社ブレイブ

(個人B)

○ 悪質なステルスマーケティングが横行している事 がITメディアの取材で明らかになりました。 る者に供与するという消費者への裏切り行為である。

(個人B)

近年、光回線においても付属サービスとして動 画配信サービス、携帯電話とのセット契約において 電子書籍見放題サービスを提供しそれらの契約で 「セット割引」を提供する事が増えています。

しかし、顧客獲得に奔走するあまりTwitter等のS NSでステルスマーケティングが横行しユーザーを 騙す事例もあります。

NTT東西・ドコモ・コミュニケーションズ、au、ソフトバンクも動画配信サービスや電子書籍サービスの提供事業者であり、公共性のあるインフラ提供者であるならユーザーを騙す不当な行為をするべきではありません。

しかし、報道で暴かれたのは氷山の一角で、201 8年頃からU-NEXT・フジテレビオンデマンドのを宣 伝するbotを悪用した宣伝スパムが横行し通報して も別垢で無限に生成しサジェスト汚染をする迷惑行 為が2020年2月現在もまかり通っています。

各通信会社が自社名義で提供する又は各社が 出資・提携したサービス事業者で上記のような不当 行為が行われてないかの調査も必要であると考え ます。

ステルスマーケティングでも宣伝費が計上されこ		
れ等のコストはユーザーの利用料金負担となりま		
す。		
ユーザーに不当な行為による料金の転嫁は認め		
られるべきではないので接続料の原価・営業費用		
においても付属サービスの営業コストが不当に転		
嫁されていないかを精査し必要であれば転嫁禁止		
とし、各社にステルスマーケティング自体を行わな		
いよう措置命令を出すべきである。		
· 6/14 E Pr P E H / C (6/00 0)		
参考 2020年02月21日 13時29分		
7 Z0Z0平0Z月Z1日 15時29月 Twitterで見掛ける"一般人風"漫画紹介アカウン		
,		
ト、実は電子書籍サイトのステマだった―― 運営		
会社「誤解を招く表現となってしまった」		
https://nlab.itmedia.co.jp/nl/articles/2002/21/ne		
ws094.html		
(個人B)		
再意見20	考え方20	
▲ リモートワークが推奨されているが、実際に必要 な機器類に巨額の費用がかかるため、全くといって		
いいほど普及していない。リモートワークに必須と		
なるアクセス回線の基本料金やVPN等の利用料金の		
引下げを図り、企業が積極的に導入を図る環境を整		

備しなければならない。		
○ 現在コロナウイルスによる「リモートワーク」が推奨	○ 政府としてもテレワークを	無
されていますが、高い導入コストがボトルネックとな	推進しているところであり、	
り普及が阻害されています。	電気通信事業分野の公正	
報道や官公庁会見でいくらリモートワーク推奨を	競争を確保することにより、	
打ち出しても、実際に必要な機器類をそろえるだけ	低廉かつ多様な通信サー	
で巨額の費用が掛かる事が及び腰になり今まで全	ビスが提供されることが重	
くといっていいほど普及していません。	要であると考えます。	
リモートアクセスに必要なサービス提供元である		
NTTグループの内情も暴露されており、世間にアピ		
ールだけが目的の一過性で本気ではないというの		
が現場職員の見方である。		
参考記事		
https://www.businessinsider.jp/post-207825		
働いている人間から現実を見ると、個人に支給		
する専用端末の購入費、必要となるVPN回線固定		
費が、通勤定期代を上回るので現実的に無理とい		
うのが見解である。		
理想論としては下記のYAMAHA製品の例の様		
なVPN回線を構築し、盗聴リスクの少ないセキュリ		
ティーが高いネットワークを構築するのが望ましい		
が、ただでさえ高い光回線コストにさらに加算して		

払う余裕を労働者や資金力が乏しい中小企業では 賄いきれない。

参考例

フレッツ・VPNワイド(LAN型払い出し)を使用した拠点間接続(2拠点)

https://network.yamaha.com/setting/router_firewall/flets/lan/lan_rtx1200

鉄道の混在が激しすぎる東京・大阪・名古屋圏ではリモートワークの推奨は今回のコロナウイルス・オリンピックだけでなく混雑が解消するまで永久に進めていかなければならない課題である。

本当にリモートワークを進めるためにも必須となるアクセス回線の基本料金値下げ、高セキュリティー通信に必須となるVPN等の利用料金の引き下げを図り、トータルコストで通勤定期代を下回り企業が積極的に導入を図る環境を整備しなければならない。

(個人B)

再意見3 <参考1>(ソフトバンク株式会社) 加入光ファイバ接続料原価に占める報酬の割合*

【NTT東日本殿】



【NTT西日本殿】



^{*}情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会(第102回)配布資料より当社作成